

# 官報

号外

昭和四十九年四月四日

## ○国第七十二回衆議院会議録第一二三号

昭和四十九年四月四日(木曜日)

議事日程 第二十二号

昭和四十九年四月四日

午後二時開議

第一 民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 沿岸漁場整備開発法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 沿岸漁場整備開発法案(内閣提出)

日程第五 民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 沿岸漁場整備開発法案(内閣提出)

日程第九 民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十 漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十一 漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十二 沿岸漁場整備開発法案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君)これより会議を開きます。

午後一時四分開議

第一 民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 沿岸漁場整備開発法案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 沿岸漁場整備開発法案(内閣提出)

日程第五 民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第八 沿岸漁場整備開発法案(内閣提出)

日程第九 民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十 漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第十一 漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六条中「調停委員」を「民事調停委員」に改め、第七条の見出しを「(調停主任等の指定)」に改め、同条第二項を次のように改める。  
調停委員会を組織する民事調停委員は、裁判所が各事件について指定する。  
第七条第三項を削る。  
第八条及び第九条を次のように改める。

第八条 民事調停委員は、調停委員会で行う調停事件について、専門的な知識経験に基づく意見を述べ、嘱託に係る紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取を行い、その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行なう。  
2 民事調停委員は、非常勤とし、その任免に関しても必要な事項は、最高裁判所が定める(手当等)。

第九条 民事調停委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

第十五条中「第八条、第九条及び」を削る。

第十六条の二 調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合において、当事者間に調停委員会の定める調停条項に服する旨の書面による合意があるときは、申立てにより、事件の解決のために適当な調停条項を定めることができる。

第二章第四節の次に次の二節を加える。

第三十三条の二 公害又は日照、通風等の生活上の利益の侵害により生ずる被害に係る紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、損害の発生地又は損害が発生するおそれのある地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

第三十七条及び第三十八条中「調停委員」を「民事調停委員」に改める。

第三十九条第一項中「民事調停委員」に改める。

第二十条第一項中「調停委員を以て」を「家事調停委員をもつて」とし、「但書」を「ただし書」に改める。

第三十一条第一項中「調停委員を以て」を「家事調停委員をもつて」とし、「但書」を「ただし書」に改める。

第三十二条第一項中「調停委員を以て」を「家事調停委員をもつて」とし、「但書」を「ただし書」に改める。

第三十三条第一項中「調停委員を以て」を「家事調停委員をもつて」とし、「但書」を「ただし書」に改める。

第三十四条第一項中「調停委員を以て」を「家事調停委員をもつて」とし、「但書」を「ただし書」に改める。

第三十五条第一項中「調停委員を以て」を「家事調停委員をもつて」とし、「但書」を「ただし書」に改める。

第三十六条第一項中「調停委員を以て」を「家事調停委員をもつて」とし、「但書」を「ただし書」に改める。

第三十七条第一項中「調停委員を以て」を「家事調停委員をもつて」とし、「但書」を「ただし書」に改める。

第三十八条第一項中「調停委員を以て」を「家事調停委員をもつて」とし、「但書」を「ただし書」に改める。

第三十九条第一項中「調停委員を以て」を「家事調停委員をもつて」とし、「但書」を「ただし書」に改める。

第四十条第一項中「調停委員を以て」を「家事調停委員をもつて」とし、「但書」を「ただし書」に改める。

「該調停委員会を組織する民事調停委員」に、「聞き」を「聴き」に、「申立」を「申立て」に、「引渡」を「引渡し」に改める。

第二章第三节を次のように改める。

第三節 交通調停  
(交通調停事件・管轄)

第三十一條 自動車の運行によつて人の生命又は身体が害された場合における損害賠償の紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、損害賠償を請求する者の住所又は居所の所在地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

第三十二条の見出し「農事調停等」を「農事調停」に改め、同条中「第三十一条」を「第三十三

条」に改める。

第三十三条の見出し「農事調停等」を「農事調停」に改め、同条中「第三十一条」を「第三十三

条」に改める。

第三十四条の見出し「農事調停等」を「農事調停」に改め、同条中「第三十一条」を「第三十三

条」に改める。

第三十五条の見出し「農事調停等」を「農事調停」に改め、同条中「第三十一条」を「第三十三

条」に改める。

第三十六条の見出し「農事調停等」を「農事調停」に改め、同条中「第三十一条」を「第三十三

条」に改める。

第三十七条の見出し「農事調停等」を「農事調停」に改め、同条中「第三十一条」を「第三十三

条」に改める。

第三十八条の見出し「農事調停等」を「農事調停」に改め、同条中「第三十一条」を「第三十三

条」に改める。

第三十九条の見出し「農事調停等」を「農事調停」に改め、同条中「第三十一条」を「第三十三

条」に改める。

第四十条の見出し「農事調停等」を「農事調停」に改め、同条中「第三十一条」を「第三十三

条」に改める。

第四十一条の見出し「農事調停等」を「農事調停」に改め、同条中「第三十一条」を「第三十三

条」に改める。

第四十二条の見出し「農事調停等」を「農事調停」に改め、同条中「第三十一条」を「第三十三

条」に改める。

第二十一条の次に次の二条を加える。

第二十一条の二 遺産の分割に関する事件の調停において、遠隔の地に居住する等の理由により出頭することが困難であると認められる当事者が、あらかじめ調停委員会又は家庭裁判所から提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者が期日に出頭して当該調停条項案を受諾したときは、当事者間に合意が成立したものとみなす。

第二十二条第一項中「調停委員」を「家事調停委員」に改め、同条第二項を次のように改める。

調停委員会を組織する家事調停委員は、家庭裁判所が各事件について指定する。

第二十二条第三項を削り、同条の次に次の二条を加える。

第二十二条の二 家事調停委員は、調停委員会で行う調停に関与するほか、家庭裁判所の命を受け、他の調停事件について、専門的な知識経験に基づく意見を述べ、嘱託に係る紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取を行ひ、その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行う。

家事調停委員は、非常勤とし、その任免に関し必要な事項は、最高裁判所が定める。

第二十二条の三 家事調停委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

第二十三条第一項中「取消」を「取消し」に、「争」を「争い」に、「調停委員」を「当該調停委員会を組織する家事調停委員」に改める。

第二十四条第一項中「調停委員」を「当該調停委員会を組織する家事調停委員」に、「就て」を「見て」に、「申立て」を「申立て」に改める。

第三十条第一項及び第二十二条第一項中「調停委員」に改める。

### 附 則

1 (施行期日) この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。

2 この法律の施行前に調停委員会において了手続及び裁判所がした調停委員の意見の聴取は、この法律による改正後の民事調停法又は家事審

判法の規定により調停委員会において了手続及び裁判所がした民事調停委員又は家事調停委員の意見の聴取とみなす。

3 この法律の施行前に調停委員、調停の補助をした者又は参考員がした執務に係る旅費、日当及び宿泊料又は止宿料の支給については、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に調停委員であつた者がこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用についても、前項と同様とする。

### 理 由

最近において民事及び家事の調停事件が複雑多様化している実情にかんがみ、調停制度の充実強化を図るため、新たに民事調停委員及び家事調停委員の制度を設け、その身分、職務、給与等について規定するとともに、交通調停事件及び公害等調停事件の管轄並びに遺産分割調停事件の手続の特則を設ける等調停の手続に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第三委員会においては、去る二月十二日提案理由の説明を聴取し、参考人の意見を聴取する等、慎重審査を行ない、かくて、四月三日質疑を終了したところ、青柳盛雄君から、調停委員候補者制度を存置し、その候補者を地方裁判所等が二年ごとに選考委員会の選考を経て委嘱する等を内容とする修正案が提出され、また、委員長から、商事及

○小平久雄君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、民事調停事件及び家事調停事件が複雑多様化している最近の実情にかんがみ、調停制度の充実強化をはかるため、調停委員の制度及び調停の手続について、緊急に必要とする改正を行なうとするものであり、その内容は次のとおりであります。

第一は、毎年あらかじめ選任する候補者の中から事件ごとに調停委員を指定する現在の制度を改め、新たに非常勤の裁判所職員である民事調停委員及び家事調停委員の制度を設け、その職務は、現在と同様、調停委員会の構成員として調停に関与するほか、新たに裁判所の命を受け、他の調停事件について、専門的な知識経験に基づく意見を述べる等の事務を行なうこととして、他の調停事件について、専門的な知識経験に基づく意見を述べる等の事務を行なうこととして、手当を支給することとする。

第二は、交通及び公害等調停事件の管轄を、従来の管轄裁判所のほか、新たに、交通調停事件については、損害賠償を請求する者の住所等を管轄する簡易裁判所に、また、公害等調停事件については、損害の発生地等を管轄する簡易裁判所に、それぞれ土地管轄を認めることとする。

第三は、遺産分割調停事件について、遠隔地に居住する等の理由により出頭が困難であると認められる当事者が、あらかじめ調停委員会等から提示された調停条項案を受諾する旨の書面を提出し、他の当事者がその調停条項案を受諾したときは、合意が成立したものとみなすこととする。

等であります。

なお、本案に対し、附帯決議が付されました。が、その詳細は会議録をごらんいただきます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

### 〔参照〕

民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第一条のうち、目次の改正規定を次のように改める。

目次中「第四節 鉛害調停(第三十二条・第三十三条)」を「第四節 鉛害調停(第三十二条・第三十六条)」に改める。

(二) (二)に改める。

第一条のうち、第十六条の次に一条を加える改正に関する部分を削る。

第一条のうち、第二章第三節の改正に関する部分を次のように改める。

び鉛害調停事件についての特別である当事者間の合意があつたときは、調停委員会の定める調停条項をもつて調停が成立したものとみなす制度を民

事調停事件全般に適用しようとする改正案が提出されました。

次いで、討論に付し、日本社会党を代表して稻葉誠一君、日本共産党・革新共同を代表して正森成二君及び公明党を代表して沖本泰幸君から、それぞれ修正案に賛成、原案に反対の意見が述べられ、採決の結果、青柳盛雄君提出の修正案は否決、委員長提出の修正案は全会一致をもつて可決、修正部分を除く原案は多数をもつて可決、よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

葉誠一君、日本共産党・革新共同を代表して正森成二君及び公明党を代表して沖本泰幸君から、それぞれ修正案に賛成、原案に反対の意見が述べられ、採決の結果、青柳盛雄君提出の修正案は否決、委員長提出の修正案は全会一致をもつて可決、修正部分を除く原案は多数をもつて可決、よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、附帯決議が付されました。が、その詳細は会議録をごらんいただきます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

なお、本案に対し、附帯決議が付されました。が、その詳細は会議録をごらんいただきます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

第二章第四節の次に次の二節を加える。

### 第五節 交通調停

#### (交通調停事件・管轄)

第三十三条の二 自動車の運行による損害賠償の紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所の所在か、損害賠償を請求する者の住所又は居所の所在地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

#### 第六節 公害等調停

#### (公害等調停事件・管轄)

第三十三条の三 公害又は日照、通風等の生活上の利益の侵害により生ずる被害に係る紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所の所在か、損害の発生地又は損害が発生するおそれのある地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

#### [賛成者起立]

○議長(前尾繁三郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

#### 日程第二 漁業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

業融資保証法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第一、漁業災害補償法の一部を改正する法律案、日程第三、漁業近代化資金助成法及び中小漁業近代化資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出)右二案を一括して議題といたします。

### 漁業災害補償法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十九年一月十一日 内閣総理大臣 田中 角栄

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「国の助成」を「国の助成等」と改める。

第三条第四号中「千トン(水産業協同組合法昭和二十三年法律第二百四十二号)第十八条第四項

和二十三年法律第二百四十二号)第十八条第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る漁業協同組合の組合員たる法人にあつては、二千トン以下」「三千ト

ン以下」に改める。

第八十二条第一項中「漁獲共済」の下に「又は養殖共済」を加え、同条第三項中「第一百九十五条第一項」の下に「又は第百九十五条の二第一項」を加え

第八十五条の見出し中「行なうべき」を「行うべき」に改め、同条第一項中「第一百五条第一項第一号

口又は」を「第一百五条第一項第一号に掲げる組合員にあつては同号に規定する中小漁業者」に、「その構成員」を「その構成員」に、「行なうべき」

を「行なうべき」に改め、同条第二項中「団体にあつては、その構成員」を「組合員にあつては、同号に規定する中小漁業者」に、「行なえる」を「行なうこ

とができる」に、「行なう」を「行う」に改める。

第九十条第一項中「又は同項」を「同項」に改め、「被共済者から」を削り、「あつたとき」の下に「又

は当該共済契約に係る漁業の經營の廃止があつたとき」を、「当該承継」の下に「又は廃止」を加え

「その構成員」を「その構成員」に、「払ひもどし」

を「払戻し」に改める。

第一百一条第二項中「水産業協同組合法」の下に「(昭和二十三年法律第二百四十二号)」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

昭和四十九年一月十一日 内閣総理大臣 田中 角栄

五百条第一項第一号ロを次のよう改める。

ロ 組合員(その組合員の直接の構成員で、その組合員の地区内に住所を有し、かつ、政令で定めるところにより都道府県知事が

水面を分けて定める一定の水域内において当該種目に係る漁業を営む中小漁業者の全員(政令で定めるところにより、都道府県知事が、当該中小漁業者の全員の住所及び

漁獲物の販売に関する事情を考慮して、当該中小漁業者の住所地のすべてが含まれる地域を分けて二以上の区域を定めたとき

は、その定めた区域ごとに当該区域内に住所を有する当該中小漁業者の全員)が共済掛金の分担及び共済金の配分の方法等農林省令で定める事項について農林省令で定める基準に従つた規約を定めている場合における組合員に限る)。

第一百五条の次に次の二条を加える。

第一百五条の二 組合員の直接の構成員で前条第一項第一号ロに規定する中小漁業者(同号ロの規定により都道府県知事が当該中小漁業者の住所地のすべてが含まれる地域を分けて二以上の区域を定めたときは、その定めた区域ごとに当該区域内に住所を有する当該中小漁業者。以下

特定第一号漁業者という。)の三分の二以上の者が同号ロに規定する規約を定めることにつき同意をした場合において、当該同意につき第四項の規定による公示があつたときは、特定第一号漁業者(当該公示があつた後に特定第一号漁業者となつた者を含む)の全員は、当該規約を定めなければならない。ただし、当該公示があつた日から起算して四年を経過した後は、当該規約を定めることを要しない。

前項の規定により同意を求めるには、農林省

令で定めるところにより、特定第一号漁業者のうち二人以上が発起人とならなければならぬ。

3 発起人は、特定第一号漁業者の同意が第一項に規定する要件に適合すると認めるときは、農林省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による届出があつた場合において、特定第一号漁業者の同意が第一項に規定する要件に適合すると認めるときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに、発起人及び関係組合に通知し、当該同意が同項に規定する要件に適合しないと認めるときは、遅滞なく、その旨を発起人に通知しなければならない。

五百八条第一項第一号ロに規定する組合員は、同号ロに規定する規約が第一百五条の二第一項の規定により定められたときは、組合に第百四条第一号に掲げる漁業に属する漁業に係る種目に係る共済契約の締結の申込みをしなければならない。当該漁獲共済の共

2 前条第一項の都道府県知事の定める区域ごとに、特定第一号漁業者の三分の二及び区分ごとに、特定第一号漁業者の三分の二

以上の者が第百四条第一号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをすることにつき同意をした場合において、当該同意につき第四項において準用する第百五条の二第四項の規定による公示があつたときは、特定第二号漁業者（当該公示があつた後に特定第二号漁業者となつた者を含む。）は、組合に当該漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをしなければならない。

当該漁獲共済の共済責任期間が終了したときも、同様とする。

3 政令で定めるところにより都道府県知事がそ

の区域を分けて定める区域」と及び当該区域内に掲げる漁業を分けて定め

る区分ごとに、当該区域内に住所を有しがつ当該区分に係る漁業を管む被共済資格者で政令で

定める要件に該当するもの（以下「特定第三号漁業者」という。）の三分の二以上の者が同号に掲げる漁業に属する漁業に係る種目の漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをすることにつき同意をした場合において、当該同意につき次項において準用する第百五条の二第四項の規定による公示があつたときは、特定第三号漁業者（当該公示があつた後に特定第三号漁業者となつた者を含む。）は、組合に当該漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをしならなければ同一。

4 第百五条の二第一項ただし書の規定は前二項の規定による共済契約の締結の申込みについて、同条第一項から第四項までの規定は第二項又は前項の規定による特定第二号漁業者又は特定第三号漁業者の同意について、それぞれ準用する。

## 官報(号外)

第百九条第二項中「前条第一項」を「第二百八条第一項」に改め、「区域」との下に「及び区分」とを加える。

第百十一条第一項中「団体」を「組合員」に、「その構成員」を「同号に規定する中小漁業者」に改め、「この項」の下に「及び次項」を加え、「その金額の共済限度額に対する割合」を「当該被共済者が管む当該漁業の属する漁業の種別又は種類」に、「さらに」を「更に」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 政令で定める漁業の種別又は種類に係る種目の漁獲共済であつて、被共済者が管む当該漁業の共済責任期間中の操業に係る漁獲金額が共済限度額に達しない場合における共済金の支払に關し農林省令で定める要件に該当する特約がある共済契約に係るものとの共済金は、前項の規定にかかるわらず、当該共済契約の特約において共済金を支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとし、その金額は、当該共済契約の特約に従い算定した金額に、当該被共済者が管む当該漁業の属する漁業の種別又は種類に係る同項の農林省令で定める割合を乗じ、これに更に共済金額の共済限度額に対する割合を乗じて得た金額とする。

第百十一条第一項中「団体」を「組合員」に、「その構成員」を「同号に規定する中小漁業者」に改め、「区域」との下に「及び区分」とを加える。

第百六条第一項第一号ロ中「第二百十八条第三項」に改め、「区域」との下に「及び区分」とを加える。

第百六条第一項第一号ロ中「第二百十八条第三項」に改め、「区域」との下に「及び区分」とを加える。

第百六条第一項第一号ロ中「第二百十八条第三項」に改め、「区域」との下に「及び区分」とを加える。

め、「（以下この項において「近似被共済資格者」という。）」を削り、「こえない」を「超えない」に、「又は近似被共済資格者の管む当該漁業の過去一定年間の操業に係る漁獲金額の年との変動の態様」を「の管む当該漁業の属する漁業の種別又は種類（第二百四条第一号に掲げる漁業に係る種目の漁獲共済については、その者が第百五条第一項第一号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する中小漁業者すべての管む当該漁業の属する漁業の種別又は種類。第二百十三条第一項及び第二項において同じ。）」に改め、「（以下「限度額率」という。）」を削る。

第二百十二条第一項中「被共済資格者に係る限度額率」を「又は種類」に改める。

第二百二十三条第一項中「組合員」に、「その構成員」を「同号に規定する中小漁業者」に改め、「この項」の下に「及び次項」を加え、「その金額の共済限度額に対する割合」を「当該被共済者が管む当該漁業の属する漁業の種別又は種類」に、「さらに」を「更に」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

3 第百二十三条第一項中「第八十三条」の下に「第八十条」を加える。

第二百二十三条第二項中「盜難による損害」の下に「異常な赤潮による損害」を加え、同項に次の二項を加える。

4 第百二十三条第一項を次の二項に改める。

第一項 第百二十三条第一項中「當該共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分」の下に「（第二百二十三条第二項ただし書に規定する特約があるときは、当該特約に係る部分を除く。）」を加え、同条の次に次の二項を加える。

第五章 第百四十七条中「第八十三条」の下に「第八十条」を加える。

第六章 第百四十六条に次の二項を加える。

第一項 第百四十六条に次の二項を加える。

第二項 第百四十七条中「第八十三条」の下に「第八十条」を加える。

第六章 第百四十六条に次の二項を加える。

第一項 第百四十七条中「第八十三条」の下に「第八十条」を加える。

第二項 第百四十七条中「第八十三条」の下に「第八十条」を加える。

支払うものとし、共済金の金額は、当該共済目的についての共済事故による損害額に、当該共済契約に係る第百二十一条第一項の割合を乗じて得た金額（共済目的の種類たる養殖水産動植物で農林省令で定めるものにあつては、その金額に更に農林省令で定める割合を乗じて得た金額）とする。

第二百十九条第二項を削り、同条第三項中「及び養殖施設及び附加する養殖施設」を削り、同項を同条第一項とし、同条第四項第三号中「及び養殖施設及び附加する養殖施設」を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の二項を加える。

第一項 第百二十三条第一項中「第八十三条」の下に「第八十条」を加える。

第二項 第百二十三条第一項中「第八十三条」の下に「第八十条」を加える。

第六章 第百四十六条に次の二項を加える。

第一項 第百四十七条中「第八十三条」の下に「第八十条」を加える。

第二項 第百四十七条中「第八十三条」の下に「第八十条」を加える。

漁業者に対する補助金について準用する。

第一百九十六条第一項中「前条第一項」を「第百九十五条第一項及び前条第一項」に改める。

附則第一条の次に次の十六条を加える。

(特定養殖共済の実施)

第二条の二 組合は、当分の間、第七十七条各号

に掲げる種類の漁業共済事業のほか、中小漁業者の営む養殖業における経営事情その他の事情

の推移に即応する漁業災害補償の制度の確立に

資するため、農林大臣の認可を受けて、漁業共

済事業として試験的に政令で定める種類の養殖

業(以下「特定養殖業」という)につき特定養殖

共済を行うことができる。

2 組合は、前項の認可を受けようとするとき

は、農林省令で定めるところにより、次に掲げる事項を内容とする特定養殖共済事業計画(以下「事業計画」という)を定め、これを申請書に添えて、都道府県知事を経由して農林大臣に提出しなければならない。

一 特定養殖共済に係る特定養殖業の種類

3 組合は、第一項の認可の申請をするには、あらかじめ、その事業計画につき、総会の議決を経なければならない。

4 第一項の認可是、全国を通ずる特定養殖業に係る生産事情及び漁業被害の発生状況に照らし組合が行う特定養殖共済が第一項に規定する制度の確立に資することとなるように効率的に行われることを旨としてしなければならない。

5 第一項の認可を受けた組合(以下「認可組合」という。)は、その事業計画に従つて特定養殖共済を行わなければならない。

(事業計画の変更)

第二条の三 認可組合は、その事業計画を変更しようとするときは、その変更につき、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の認可について準用する。

(認可の取消し)

第二条の四 農林大臣は、認可組合が特定養殖共済に係る業務又は会計につき法令、法令に基づいてする行政手続の処分又は共済規程に違反したときは、附則第二条の二第一項の認可を取り消すことができる。

(特定養殖共済の内容)

第二条の五 特定養殖共済は、被共済者又はその構成員の営む特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額又は構成員を通じる生産金額の合計額が共済限度額に達しない場合の被共済者又はその構成員の損失について、被共済者に対し共済金を交付する事業とする。

(被共済者の資格)

第二条の六 特定養殖共済の被共済者たる資格を有する者(以下「被共済資格者」という。)は、特定養殖業の種類ごとに、次に掲げるとおりとする。

1 認可組合の組合員で当該特定養殖業を営むもの

2 農林省令で定める特定養殖業にあつては、

認可組合の組合員(その組合員の直接の構成員で、政令で定めるところにより都道府県知事がその区域を分けて定める一定の区域内に住所を有しあつた該特定養殖業を営む中小漁業者の全員が共済掛金の分担及び共済金の配分の方法等農林省令で定める事項について農林省令で定める基準に従つた規約を定めてい

る場合における組合員に限る。)

3 前号の農林省令で定める特定養殖業以外の特定養殖業にあつては、認可組合の組合員の直接の構成員たる中小漁業者で当該特定養殖業を営むもの

(共済契約の締結の制限)

第二条の七 第百六十六条第一項第一号、第二号イ若しくは第三号に掲げる者で特定養殖業に係る養殖共済の共済契約を締結しているもの又は同項第二号ロに掲げる団体で当該共済契約を締結する

しているものの構成員(これらの者が前条第二

号に規定する中小漁業者に該当し、かつ、当該特定養殖業が同号の農林省令で定める特定養殖業である場合における同号に掲げる組合員を含む。)は、当該特定養殖業については、当該共済契約に係る共済責任期間の全部又は一部をその共済責任期間の全部又は一部とする当該特定養殖業に係る特定養殖共済の共済契約を締結する

ことができない。

2 特定養殖共済に係る共済契約を締結している者(その者が前条第一号又は第三号に掲げる者である場合におけるその者をその構成員の全部又は一部とする第百六十六条第一項第二号ロに掲げる団体及びその者が前条第二号に掲げる者である場合における同号に規定する中小漁業者をその構成員の全部又は一部とする同項第二号ロに掲げる団体を含む。)は、当該特定養殖共済の対象とする特定養殖業については、当該共済契約に係る共済責任期間の全部又は一部をその共済責任期間の全部又は一部をその共済契約に係る他の特定養殖共済又は養殖共済の共済契約を締結することができない。

2 前項の規定により共済限度額を定める場合における同項の生産金額は、当該特定養殖業の養殖に係る水産動植物による収入とみなされるものの金額を含む。)として、農林省令で定める基準に従い認可組合が認定する金額によるものとする。

(純共済掛金額)

第二条の十一 特定養殖共済の純共済掛金率は、対象とする特定養殖業の種類その他危険の程度を区分する要因となる事項で農林大臣の定めるものに応する次項の危険階級に係る同項の基準共済掛金率を下らない範囲内において、認可組合が共済規程で定める割合とする。

2 農林大臣は、特定養殖共済につき、特定養殖業の種類その他前項の農林大臣の定める事項に応じて危険階級を区分し、その区分ごとに基準共済掛金率を定めなければならない。

(共済金額)

第二条の十二 特定養殖共済の共済金額は、共済限度額を超えない範囲内において、共済規程で定めることにより、共済契約で定める金額とする。

(共済限度額)

第二条の十 前条の共済限度額は、共済契約ごとに、政令で定めるところにより、当該被共済資格者の営む当該特定養殖業の過去一定年間の養殖に係る生産金額(被共済資格者が附則第二条の六第二号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する中小漁業者のすべてを通ずる当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額の合計額。以下この項において同じ。)がその共済限度額に達しない場合に

に規定する中小漁業者のすべてを通ずる当該特

定養殖業の過去一定年間の養殖に係る生産金額(合計額)を基準として認可組合が定める金額に、百分の九十を超えない範囲内において当該

被共済資格者(その者が同号に掲げる組合員であるときは、同号に規定する中小漁業者のすべて)の営む特定養殖業の種類に応じて農林省令で定める割合を乗じて得た金額とする。

2 前項の規定により共済限度額を定める場合における同項の生産金額は、当該特定養殖業の養殖に係る水産動植物による収入とみなされるものの金額を含む。)として、農林省令で定める基準に従い認可組合が認定する金額によるものとする。

(純共済掛金額)

第二条の十一 特定養殖共済の純共済掛金率は、対象とする特定養殖業の種類その他危険の程度を区分する要因となる事項で農林大臣の定めるものに応する次項の危険階級に係る同項の基準共済掛金率を下らない範囲内において、認可組合が共済規程で定める割合とする。

2 農林大臣は、特定養殖共済につき、特定養殖業の種類その他前項の農林大臣の定める事項に応じて危険階級を区分し、その区分ごとに基準共済掛金率を定めなければならない。

(共済金額)

第二条の十二 特定養殖共済の共済金額は、共済限度額を超えない範囲内において、共済規程で定めることにより、共済契約で定める金額とする。

(共済限度額)

第二条の十 前条の共済限度額は、共済契約ごとに、当該被共済者の営む当該特定養殖業の共済責任期間中の養殖に係る生産金額(被共済者があつて、当該被共済者の営む当該特定養殖業の過去一定年間の養殖に係る生産数量(被共済者が同号に掲げる組合員であるときは、同号に



九十九条第四項の規定は、その共済責任期間の開始日がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が施行日前の日である共済契約については、なお従前の例による。

2 新法第一百五条第一項第一号ロ、第一百五条の二、第一百八条第一項、第一百八条の二、第一百九条第二項、第一百十一条第一項、第一百十二条及び第一百十三条の規定は、その共済責任期間の開始日が施行日以後の日である漁獲共済に係る共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が施行日前の日である漁獲共済に係る共済契約について適用する。

3 新法第一百十八条第三項及び第一百二十四条第一項の規定は、その共済責任期間の開始日が施行日以後の日である養殖共済に係る共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が施行日前の日である養殖共済に係る共済契約については、なお従前の例による。

(漁船再保険及漁業共済保険特別会計法の一部改正)

第四条 漁船再保険及漁業共済保険特別会計法（昭和十二年法律第二十四号）の一部を次のよう改定する。

第三条ノ三中「同法第一百九十五条第二項」の下に「（同法第一百九十五条の二第三項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加える。

第五条 漁船再保険及漁業共済保険特別会計法の一部を次のように改定する。

第三条ノ三中「ノ規定ニ依ル一般会計ヨリ」を「及附則第一条の十六第二項ノ規定ニ依ル一般会計ヨリ」に改め、「同法第一百九十六条第二項」の下に「（同法附則第二条の十六第五項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第六条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改定する。

別表第三中港湾労働法（昭和四十一年法律第百二十号）に定める納付金その他の徴収金の納付に関する文書の項の前に次のように加える。

漁業災害補償法第一百一条第一項（事務の委託）に規定する事務の委託に係る債務の保証に係る消費貸借に関する契約書（漁業共済組合又は漁業共済組合連合会が保存するものを除く。）

(漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案)

第一条 漁業近代化資金助成法（昭和四十四年法律第五十二号）の一部を次のように改定する。

第二条 第三条第一項第三号中「千トン（水産業協同組合法昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八条第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る漁業協同組合の組合員たる法人にあつては、一千トン以下」を「三千トン以下」に改め、同項第五号中「四十人以下」を「百人以下」に改め、同条第二項第一号中「水産業協同組合法」の下に「（昭和二十三年法律第二百四十二号）」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「及び漁具」を「漁具」に改め、「造成又は取得に要するもの」の下に「及び成育期間が通常一年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に要するもの」を加え、同項第一号中「一億円」を「三億円」に、「四千万円」を「一億二千万円」に、「一千万円」を「三千万円」に改める。

第五条の次に次の二条を加える。

(漁業信用基金協会への出資に係る政府の助成)

第六条 政府は、都道府県に対し、予算の範囲内で、政令で定めるところにより、都道府県

最近における中小漁業者の漁業事情等の推移に即応して漁業共済事業の健全かつ円滑な運営を図るため、漁獲共済及び養殖共済についてその共済契約の締結を促進する措置を講じ、あわせて特定の養殖業につき生産金額の減少に關して必要な給付を行う漁業共済事業を試験的に実施する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十九年二月十一日 内閣總理大臣 田中 角榮

目次中「第四十四条」を「第四十四条の三」に、「第四章 領則（第七十九条—第八十一条）」を

第六条 第四章 中央漁業信用基金 第一節 通則（第七十九条—第八十七条） 第二節 設立（第八十八条—第九十三条） 第三節 管理（第九十四条—第一百五条） 第四節 業務（第一百六十二条—第一百五十四条） 第五節 財務及び会計（第一百五十五条—第一百二十三条） 第六節 罰則（第一百二十九条—第一百三十二条）

（証法の一部を改正する法律）

(漁業近代化資金助成法の一部改正)

第一条 漁業近代化資金助成法（昭和四十四年法律第五十二号）の一部を次のように改定する。

第一条中「行なう」を「行う」に、「施設資金」を「施設資金等」に、「利子補給の措置」を「利子補給等の措置」に改める。

第二条 第三条第一項第三号中「千トン（水産業協同組合法昭和二十三年法律第二百四十二号）第十八条第四項の規定により組合員たる資格を有する者を特定の種類の漁業を営む者に限る漁業協同組合の組合員たる法人にあつては、一千トン以下」を「三千トン以下」に改め、同項第五号中「四十人以下」を「百人以下」に改め、同条第二項第一号中「水産業協同組合法」の下に「（昭和二十三年法律第二百四十二号）」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「及び漁具」を「漁具」に改め、「造成又は取得に要するもの」の下に「及び成育期間が通常一年以上である水産動植物の種苗の購入又は育成に要するもの」を加え、同項第一号中「一億円」を「三億円」に、「四千万円」を「一億二千万円」に、「一千万円」を「三千万円」に改める。

第五条の次に次の二条を加える。

(中小漁業融資保証法の一部改正)

第二条 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）の一部を次のように改定する。

第三百四十六条の規定により政付へ納付すべき納付金の額が含まれている場合には、その納付金の額を控除した残額の合計額

が漁業近代化資金に係る債務の保証の業務を行なう漁業信用基金協会に対する出資を、当該保証に係る債務の弁済に充てるための基金とすることを条件として行なうのに要する経費の一部を補助することができる。

第七条 都道府県は、前条の規定による政府の補助を受けた当該都道府県が出資した漁業信用基金協会が次の各号の一に該当するときは、政令で定めるところにより、当該各号に定める金額の一部を当該補助を受けた割合に応じて政府に納付しなければならない。

一 解散した場合 中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十二条第一項の規定により当該都道府県に分配された残余財産の額

二 漁業近代化資金に係る債務の保証の業務を廃止した場合 当該保証に係る債務の弁済に充てるための基金として管理されている金額及び当該業務に係る弁済（当該基金をもつて行つたものに限る。）によつて得た求償権の行使によりその後において取得した金額（その金額のうちに中小漁業融資保証法第七十四条の規定により政付へ納付すべき納付金の額が含まれている場合には、その納付金の額を控除した残額）の合計額

第一条中「中小漁業者の漁業經營」を「中小漁業者等の漁業經營等」に、「貸付」を「貸付け等」に、「且つ」を「かつ」に、「確立し」を「確立するとともに、その健全かつ円滑な運営に資するための措置を講じ」に改める。

第二条第一項中「中小漁業者」を「中小漁業者等」に、「左に」を「次に」に改め、同項各号を次のように改める。

一 漁業を営む個人及び漁業に従事する個人

二 漁業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であつてその常時使用する従業者の数が三百人以下であり、かつ、その使用する漁船（漁船法（昭和二十五年法律第百七十八号）第二条第一項に規定する漁船をいう。）の合計総トン数が三千トン以下であるもの

三 水産加工業を営む個人

四 水産加工業を営む法人（水産業協同組合を除く。）であつてその常時使用する従業者の数が百人以下であるもの

五 水産業協同組合（水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を行う漁業協同組合連合会（以下「信用漁業協同組合連合会」という。）並びに同法第九十七条第一項第一号及び第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会（以下「信用水産加工業協同組合連合会」という。）を除く。）

第二条第二項中「行なう漁業協同組合、同法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を行なう漁業協同組合連合会（以下「信用漁業協同組合連合会」という。）、銀行（日本銀行を除く。）を行なう漁業協同組合連合会（以下「信用水産加工業協同組合、信用漁業協同組合連合会、銀行、信用金庫」に改め、同条に次の一項を加える。

3 この法律で「漁業近代化資金」とは、漁業近代化資金助成法（昭和四十四年法律第五十二

号）第二条第三項の漁業近代化資金をいい、

「漁業近代化資金等」とは、漁業近代化資金及び漁業近代化資金以外の資金であつて中小漁業者等の事業又は生活に必要なもののうち漁業又は水産加工業の經營の改善に資するもの

として主務大臣が指定するものをいう。

第四条を次のように改める。

第四条 協会は、次の業務を行う。

一 会員たる中小漁業者等（その者が漁業協同組合又は水産加工業協同組合である場合には、その組合員を含む。）を加え、「又は第二号」を削り、「当該各号」を「同号」に、「代つて」を「代わつて」に、「払戻」を「払戻し」に改める。

二 刪除

第十八条第二項中「当該会員」の下に「（当該会員が漁業協同組合又は水産加工業協同組合である場合には、その組合員を含む。）」を加え、「又は第二号」を削り、「当該各号」を「同号」に、「代わつて」を「代わつて」に、「払戻」を「払戻し」に改める。

三 同組合又は水産加工業協同組合（その者が漁業協同組合である場合には、その組合員を含む。以下この号において同じ。）が次に掲げる資金の借入れ（ロイドに掲げるもの）の事業又は生活に必要な資金に掲げる資金に充てるために手形の割引を受けることを含む。）することにより金融機関に対して負担する債務の保証

イ 漁業近代化資金

ロイドに掲げるもののほか、中小漁業者等の事業又は生活に必要な資金

二 前号に掲げる業務に附帯する業務

第十一条第一項中「左に掲げる者であつて協会の区域内に住所又は事業場を有するもの」を「協会の区域内に住所又は事業場を有する中小漁業者等（漁業を営む個人又は漁業に従事する個人にあつては、その漁業を営み又は漁業に従事する日数が一年を通じて九十日以上であるものに限る。）」に改め、同項各号を削り、同条第二項第三号中「漁業協同組合連合会」の下に「（信用漁業協同組合連合会）」とある。

第十二条第一項第一号及び第二号の事業を行なう漁業協同組合連合会（以下「信用漁業協同組合連合会」という。）、銀行（日本銀行を除く。）を行なう漁業協同組合連合会（以下「信用水産加工業協同組合、信用漁業協同組合連合会、銀行、信用金庫」に改め、同条に次の一項を加える。

3 協会は、前二項に規定する者（主務大臣が保証契約を結んでいたる金融機関であつて定款で定めるものを会員たる資格を有する者と

ものを除く。）につき政府から支払を受けた保険金及び当該弁済によつて得た求償権（当該弁済をした日以後の利息及び避けることができなかつた費用その他損害の賠償に係る部分を除く。）の行使により取得した金銭（第七十四条の規定による政府への納付金に対応する部分を除く。）についても、同様とする。

一 農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会、信用水産加工業協同組合連合会、銀行又は信用金庫への預金又は金銭信託

二 國債証券、地方債証券又は主務大臣の定期券を除く。の行使により取得した金銭（第七十四条の規定による政府への納付金に対応する部分を除く。）についても、同様とする。

（中央漁業信用基金からの借入金）

第三条第一項中「（前項）を「（前項）に規定する資金に係る中央漁業信用基金からの借入金（当該借入金の管理又は使用に伴い取得した金銭を含む。）を、その負担する保証債務のうち漁業近代化資金等に係るものとの弁済に充てるための資金として、金融機関への預金若しくは金銭信託又は前条第二号の方法により管理しなければならない。

2 前項の資金は、同項に規定する保証債務の弁済及び同項の借入金の償還に充てる場合のほか、主務省令で定める場合に限り、使用することができる。

（第四十四条第二項中「前項」を「第一項」に、「損失のてん補に充てる」を「前項のてん補に充てる」に、「取りくずして」を「取り崩して」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。）

2 前項の準備金は、損失のてん補に充て、又は保証債務の弁済に充てるための基金に繰り入れることができる。

（第二章第三節中第四十四条の次に次の二条を加える。）

（経理の区分）

第四十四条第二項中「前項」を「第一項」に、「損失のてん補に充てる」を「前項のてん補に充てる」に、「取りくずして」を「取り崩して」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充て、又は保証債務の弁済に充てるための基金に繰り入れることができる。

（第二章第三節中第四十四条の次に次の二条を加える。）

（経理の区分）

3 協会は、前二項に規定する者（主務大臣が保証契約を結んでいたる金融機関であつて定款で定めるものを会員たる資格を有する者と

することができる。

第十七条第一項第一号中「当該会員」の下に

は、主務省令の定めるところにより、同号に掲げる資金に係る債務の保証の業務と同号に掲げる資金に係る債務の保証の業務とを区分して経理しなければならない。

(財務及び会計についての主務省令への委任) 第四十四条の三 第四十三条から前条までに規定するものほか、協会がその財務及び会計を適正に処理するために従わなければならぬ準則は、主務省令で定める。

第四十五条中「掲げる者」(地方公共団体を含む。)を規定する者に改める。

第六十五条中「以下」の下に「この条及び次条第二項において」を加え、「但し」を「ただし」に改める。

第六十九条を次のように改める。

## 第六十九条 削除

第七十条第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「こえない」を「超えない」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「百分の七十」の下に「公害防止施設の設置の費用その他の公害防止に要する費用で主務大臣が指定するものに充てるために必要な資金(以下「公害防歎金」という。)に係る保険関係があつては、百分の八十」とあるのは「百分の八十五」と、百分の五十(公害防止資金に係る保険関係にあつては、百分の六十」とあるのは「百分の六十五」とする。

第七十二条第一項中「第七十条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「基いて」を「基づいて」に、「代つて」を「代わつて」に、「借入金」を「借入金等」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第二項中「借入金の外利息」を「借入金等のほか第七十条第一項の政令で定める利息以外の利息」に、「借入金の額」を「借入金等の額」に改める。

第七十四条中「借入金」を「借入金等」に、「利息」を「代つて」を「代わつて」に改める。

第七十五条中「第七十条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「基き」を「基づき」に、「代つて」を「代わつて」に改める。

第七十六条中「基く」を「基づく」に改め、「第二項」を「前二項」に、「借入金」を「借入金等」に、「代つて」を「代わつて」に改め、「弁済」の下に「手形の割引の場合には、支払。以下この章において同じ。」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第四条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる」を「漁業近代化資金等による」に改め、「借入金につき」を「借入金につけたものに限る。」によるに、「借入金につき」を「借入金につき」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

(災害資金に関する特例)

第七十六条の二 第七十一条第一項又は第二項の下に掲げる者にあつては、その直接又は間接の

方として、その協会が漁業近代化資金等に係る手形の割引を受けることを含み、一の

百分の八十」とあるのは「百分の八十五」と、百分の五十(公害防止資金に係る保険関係にあつては、百分の六十」とあるのは「百分の六十五」とする。

第七十七条第一項中「第七十条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第七十八条第二項中「第七十条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第七十九条第一項中「第六十五条」及び「第六十六条」の下に「若しくは第百二十五条第一項

を加え、「三万円以下」を「五万円以下」に改め、大臣の命令に違反したとき。

第七十九条第一項中「第六十五条」及び「第六十六条」の下に「若しくは第百二十九条とし、同条の前に次の二章を加える。

第八十条第一項中「基づく」に改め、「第二項」を「前二項」に改め、「基づき」を「基づく」に改め、「代わつて」を「代わる」に改め、「支払わざ」の下に「若しくは」を加え、同条の次に次の二章を加える。

第八十一条中「第七十条第二項」の下に「又は第二項」を加え、同条を第百三十二条とする。

第八十二条中「左の」を「次の」に、「又は清算人」を「若しくは清算人又は中央基金の役員」に改め、同条第一号中「認可」の下に「又は承認」を加え、同条第二号中「第八条第一項」の下に「又は第八十六条第一項」を加え、「基く」を「基づく」を「若しくは清算人又は中央基金の役員」に改め、同条第三号中「基づき協会」を「基づき協会」に改め、同条第二号中「第八条第一項」の下に「又は第八十六条第一項」を加え、「基く」を「基づく」を「若しくは清算人又は中央基金」に改め、同条第八号の次に次

構成員たる第一号に掲げる者の事業)の再建に必要な資金で主務大臣が指定するものに係る債務の保証に係るものについての同条第四項の規定の適用については、同項中「百分の七十(公害防止施設の設置の費用その他公害防止に要する費用で主務大臣が指定するものに充てるために必要な資金(以下「公害防歎金」という。)に係る保険関係があつては、百分の八十」とあるのは「百分の八十五」と、百分の五十(公害防歎資金に係る保険関係にあつては、百分の六十」とあるのは「百分の六十五」とする。

第七十二条第一項中「第七十条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「基づいて」を「基づいて」に、「代つて」を「代わつて」に、「借入金」を「借入金等」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第二項中「借入金の外利息」を「借入金等のほか第七十条第一項の政令で定める利息以外の利息」に、「借入金の額」を「借入金等の額」に改める。

第七十四条中「借入金」を「借入金等」に、「利息」を「代つて」を「代わつて」に改める。

第七十五条中「第七十条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「基き」を「基づき」に、「代つて」を「代わつて」に改める。

第七十六条中「基く」を「基づく」に改め、「第二項」を「前二項」に改め、「基づき」を「基づく」に改め、「代わつて」に改める。

第七十七条第一項中「第七十条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第七十八条第二項中「第七十条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第七十九条第一項中「第六十五条」及び「第六十六条」の下に「若しくは第百二十九条とし、同条の前に次の二章を加える。

(目的)

第七十九条 中央漁業信用基金は、農林中央金庫が行う漁業近代化資金等に係る貸付け等につき保険を行ふとともに、協会に對してその行う債務の保証の業務に必要な資金を融通することにより、漁業近代化資金等の円滑な融通を図ることを目的とする。

第八十条第一項中「基づく」に改め、「第二項」を「前二項」に改め、「基づき」を「基づく」に改め、「代わつて」を「代わる」に改め、「支払わざ」の下に「若しくは」を加え、同条の次に次の二章を加える。

(法人格)

第八十一条 中央漁業信用基金(以下「中央基金」という。)は、法人とする。

(数)

第八十一条 中央基金は、一を限り、設立されるものとする。

(資本金)

第八十二条 中央基金の資本金は、その設立に際し、政府及び協会、農林中央金庫その他の政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 中央基金は、必要があるときは、主務大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、予算の範囲内において、中央基金に出资することができる。

4 協会及び農林中央金庫は、それぞれ、第四条及び農林中央金庫法第十六条の規定にかかわらず、中央基金に出資することができる。

(持分の払戻し等の禁止)  
第八十三条 中央基金は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 中央基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができる。

(持分の譲渡等)  
第八十四条 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

2 政府以外の出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者原簿に記載した後でなければ、これをもつて中央基金との他の第三者に対抗することができない。

(名称)  
第八十五条 中央基金は、その名称中に中央漁業信用基金という文字を用いなければならない。

2 中央基金でない者は、その名称中に中央漁業信用基金という文字を用いてはならない。  
(登記)  
第八十六条 中央基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)  
第八十七条 民法第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、中央基金について準用する。

## 第二節 設立

(発起人)  
第八十八条 中央基金を設立するには、水産業及び金融について学識経験を有する者十五人以上が発起人とならなければならない。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対し中央基金に対する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、主管省令で定める。

(設立の認可)  
第八十九条 発起人は、前条第二項の募集が終わったときは、定款及び事業計画書を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

(設立の登記)  
第九十条 主務大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

1 設立の手続並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。

2 中央基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

(定款に記載すべき事項)  
第九十一条 中央基金の理事長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 中央基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

(第三節 管理)  
第九十二条 中央基金の定款には、次の事項を記載しなければならない。

1 目的  
2 名称  
3 事務所の所在地

4 資本金 出資及び資産に関する規定  
5 役員に関する規定  
6 評議員会に関する規定  
7 業務及びその執行に関する規定  
8 財務及び会計に関する規定  
9 定款の変更に関する規定  
10 公告の方法

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、中央基金の成立の時において、第九十七条第一項の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

2 中央基金に、役員として、前項の理事のか、非常勤の理事三人以内を置くことができる。

(役員)  
第九十五条 中央基金に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事一人以内を置く。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して中央基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、中央基金の業務を監査する。

(役員の任命)  
第九十六条 理事長は、中央基金を代表し、その業務を總理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して中央基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が任命する。

3 監事は、中央基金の業務を監査する。

(役員の任期)  
第九十七条 理事長及び監事は、主務大臣が任命する。

2 理事は、主務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員の欠格条項)  
第九十八条 役員の任期は、三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)  
第九十九条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 主務大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、

その役員を解任することができる。  
 一心身の故障のため職務の執行に堪えない  
 と認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

三 理事長は、前項の規定により理事を解任し  
 ようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

(役員の兼職禁止)

第百一条 役員(非常勤の理事を除く。)は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第百二条 中央基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が中央基金を代表する。

(評議員会)

第百三条 中央基金と理事長との利益が相反する。評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

3 評議員は、水産業及び金融について学識経験を有する者から、主務大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員の任命)

第百四条 中央基金の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第百五条 中央基金の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務)

第百六条 中央基金は、第七十九条の目的を達成するため、次の業務を行ふ。

昭和四九年四月四日 衆議院会議録第二十三号

漁業災害補償法の一部を改正する法律案外二案

一 融資保険(第一百九条から第百十四条まで)  
 の規定による保険をいう。以下同じ。)  
 二 協会の漁業近代化資金等に係る保証債務の額を増大するために必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金の貸付け  
 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務  
 (業務の委託)

第百七条 中央基金は、主務大臣の認可を受け、その業務(前条第一号の業務を除く。)の一部を農林中央金庫に委託することができる。

2 農林中央金庫は、農林中央金庫法第十六条の規定にかかるわらず、前項の規定による業務の委託を受け、当該業務を行うことができる。

3 第百八条 中央基金は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(業務方法書)

第百八条 中央基金は、業務の開始前に、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、次の事項を記載しなければならない。

1 保険関係が成立する貸付け等の範囲、保険事故、保険金額の保険額に対する割合、保険料、保険金、回収金の納付その他融資保険に関する事項

2 貸付け金の用途、利率、償還期限、金額の限度、償還方法その他第百六条第二号の貸付けに関する事項

3 業務の委託に関する事項

第百九条 中央基金は、事業年度の半期ごとに、農林中央金庫を相手方として、農林中央金庫が漁業近代化資金等に係る貸付け又は手形の割引(以下「貸付け等」という。)をしたことを中央基金に通知することにより、その貸付金の額及びその手形の割引に係る手形金額の総額が一定の金額に達するまで、その貸付け等につき、中央基金と農林中央金庫との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の規定は、漁業近代化資金等に係る貸付け等につき協会による債務の保証が行われる場合における当該貸付け等については、適用しない。

3 第一項の保険関係においては、貸付金(手形の割引の場合には、手形の割引により融通した資金。以下同じ。)の額を保険額とし、弁済期(手形の割引の場合には、手形の満期)後政令で定める期間を経過した時における債務の不履行による貸付金の全部又は一部の回収未済を保険事故とし、保険額に百分の七十を乗じて得た金額を保険金額とする。

(保険料)

第百十条 保険料の額は、保険金額に年百分の三以内で政令で定める率を乗じて得た額とする。

(保険金)

第百十一条 中央基金が第百九条第一項の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、同条第三項の回収未済の貸付金の額から農林中央金庫がその支払の請求をする時までに回収をした貸付金の額を控除した残額に、百分の七十を乗じて得た額とする。

(回収)

第百十二条 中央基金は、第百九条第一項の保険関係が成立した貸付け等について、貸付金の回収に努めなければならない。

(回収金の納付)

第百十三条 農林中央金庫は、第百九条第一項の保険関係が成立した貸付け等について、貸付金の回収をした場合に、その支払の請求をした後回収をした貸付金の額とその支払を受けた日の翌日以後の利息の受領した額との合計額に、当該支払を受けた保険金の額の当該保険金に係る第百十一条に規定する残額に対する割合

の総額が一定の金額に達するまで、その貸付け等につき、中央基金と農林中央金庫との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の規定は、漁業近代化資金等に係る貸付け等につき協会による債務の保証が行われる場合における当該貸付け等については、適用しない。

3 第百十四条 第七十三条及び第七十六条の規定は、第百九条第一項の保険関係について準用する。この場合において、第七十六条中「第二百九条第一項若しくは第二項」とあるのは「第二百九条第一項」と、「同条第一項若しくは第二項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

2 第百十五条 中央基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

3 第百十六条 中央基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(事業年度)

第百十五条 中央基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

3 第百十七条 中央基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 中央基金は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書に記載する監事並びに財務諸表及び決算報告書に記載する意見書を添付しなければならない。

(書類の送付)

第百十八条 中央基金は、第百十六条の認可又は前条第一項の承認を受けときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

## (資金等)

第一百九条 中央基金は、融資保険の事業に関して、保険資金を設け、政府及び政府以外の者が保険資金に充てるべきものとして示して出資した額に相当する金額をもつてこれに充てなければならない。

2 中央基金は、第百六条第二号の貸付けの事業に関して、融資資金を設け、政府及び政府以外の者が融資資金に充てるべきものとして示して出資した額に相当する金額をもつてこれに充てなければならない。

3 中央基金は、主務省令の定めるところにより、融資保険の事業と第百六条第二号の貸付けの事業とを区分して経理しなければならない。

## (責任準備金)

第一百二十条 中央基金は、主務省令の定めるところにより、毎事業年度末において、責任準備金を計算し、これを積み立てなければならぬ。

## (利益及び損失の処理)

第一百一十条 中央基金は、毎事業年度の損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を元補し、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として積み立てなければならない。

2 中央基金は、毎事業年度の損益計算上損失を生じたときは、前項の準備金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、その不足の額を損失の繰越しとして整理しなければならない。

3 第一項の準備金は、前項の規定により損失の元補に充てる場合を除いては、これを取り崩してはならない。

## (給与及び退職手当の支給の基準)

第一百二十二条 中央基金は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならぬ。

ればならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務及び会計についての主務省令への委任)

第一百二十三条 この節に規定するもののほか、中央基金の財務及び会計に関する必要な事項は、主務省令で定める。

## 第六節 監督

## (監督)

第一百二十四条 中央基金は、主務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、中央基金に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

## (報告及び検査)

第一百二十五条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、中央基金若しくは中央基金から業務の委託を受けた者(以下この項において「受託者」という。)に対しその業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に中央基金若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。ただし、委託者に対してもは、その委託された業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

## 第七節 補則

## (主務大臣等)

第一百二十八条 この法律における主務大臣は、農林大臣及び大蔵大臣とする。ただし、第六十五条、第六十六条及び第一百二十五条第一項に規定する主務大臣の権限は、農林大臣又は大蔵大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

2 第二章に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に行わせることができる。

附 则

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中漁業近代化資金助成法第一条及び第二条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 中小漁業融資保証法の一部改正に伴う経過措置

第三条 この法律の施行の際現に改正前の中小漁業融資保証法(以下「旧法」という。)第四条の規定により漁業信用基金協会(以下「協会」とい

う。)が行つてゐる債務の保証の業務は、改正後の中小漁業融資保証法(以下「新法」という。)第

四十四条の二の規定の適用については、新法第四条第一号ロに掲げる資金に係る債務の保証の業務とみなす。

第三条 この法律の施行前に成立してゐる旧法第七十条第一項の保険関係については、なお従前の例による。

第四条 この法律の施行の際現に旧法第七十条第一項の規定により政府と協会との間に締結されている保険契約については、なお従前の例によること。

第五条 この法律の施行前にその名称中に中央漁業信用基金という文字を用いてゐる者については、新法第八十五条第二項の規定は、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

第六条 この法律の施行の際現にその名称中に中央漁業信用基金という文字を用いてゐる者については、新法第八十五条第二項の規定は、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

第七条 中央漁業信用基金(以下「中央基金」という。)の最初の事業年度は、新法第一百五十五条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、その日の属する年の翌年三月三十一日に終わるものとする。

2 中央基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、新法第一百五十六条中第一条第一項の保険契約については、同項中「事業年度の半期ごとに」とあるのは、「最初の事業年度について」とする。

3 中央基金の最初の事業年度に係る新法第一百五十六条第一項の保険契約については、同項中「當該事業年度の開始前に」とあるのは、「最初の事業年度の半期ごとに」とあるのは、「最初の事業年度について」とする。

(農林中央金庫法の一部改正)

第八条 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十

二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「開拓融資保証協会」の下に

1 氏名又は名称及び住所

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

3 第百二十六条 中央基金は、出資者原簿を備え

て置かなければならない。

4 第百二十七条 中央基金は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、主務大臣の承認を受けなければならぬ。

## (農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第九条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第一条 第一項第九号を次のように改める。

九 中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)第二章

## (地方税法の一部改正)

第十条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「漁業信用基金協会」の下に「中央漁業信用基金」を加える。

第十一条 所得税法(昭和四十一年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中中央技能検定協会の項の次に次のように加える。

中央漁業信用基金 中小漁業融資保証法  
(法人税法の一部改正)

第十二条 法人税法(昭和四十一年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中中央技能検定協会の項の次に次のように加える。

中央漁業信用基金 中小漁業融資保証法  
(印紙税法の一部改正)

第十三条 印紙税法(昭和四十二年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二中地方道路公社の項の次に次のように加える。

中央漁業信用基金 中小漁業融資保証法  
(大蔵省設置法の一部改正)

第十四条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号中「漁業信用基金協会」の下に「中央漁業信用基金」を加える。

## (農林省設置法の一部改正)

第十五条 農林省設置法(昭和二十四年法律第二百五十三号)の一部を次のように改正する。

第七十七条第三号中「漁業信用基金協会」の下に「及び中央漁業信用基金」を加える。

## 理由

最近における漁業事情等の推移にかんがみ、漁業者等の資本設備の高度化及び経営の近代化を推進するため、漁業近代化資金の範囲を拡大するとともに都道府県の漁業信用基金協会への出資で漁業近代化資金に係るものに対し国庫助成を行い、中小漁業者等の漁業經營等に必要な資金の融通の円滑化を図るために、中小漁業融資保証制度を拡充強化するとともにその健全かつ円滑な運営による理由である。

右  
昭和四十九年三月五日  
内閣総理大臣 田中 角栄  
沿岸漁場整備開発法案

国会に提出する。

## (特定水産動物育成基本方針)

第六条 都道府県は、その区域に属する水面(漁施設の設置及びしゆんせつ並びに沿岸漁場としての効用の低下している水面においてその効用を回復するために行うたる積物の除去その他の政令で定める沿岸漁場の整備及び開発の事業で、政令で定める者が実施するものをいう。

## (沿岸漁場整備開発計画)

第三条 農林大臣は、沿岸漁場整備開発事業の総合的かつ計画的な実施に資するため、沿岸漁業等振興審議会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、沿岸漁場整備開発事業に関する計画(以下「沿岸漁場整備開発計画」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

第三条 農林大臣は、第一項の規定により沿岸漁場整備開発計画の案を作成しようとするときは、関係都道府県知事の意見を聽かなければならぬとする。

2 沿岸漁場整備開発計画は、沿岸漁場における水産資源の動向並びに沿岸漁業の生産性の向上及びその生産の増大の見通しに即しつつ、沿岸漁場の総合的な利用の方向に配慮して定めるものとする。

3 沿岸漁場整備開発計画は、沿岸漁場における水産資源の動向並びに沿岸漁業の生産性の向上及びその生産の増大の見通しに即しつつ、沿岸漁場の総合的な利用の方向に配慮して定めるものとする。

4 農林大臣は、第一項の規定により沿岸漁場整備開発計画の案を作成しようとするときは、関係都道府県知事の意見を聽かなければならぬ。

5 農林大臣は、沿岸漁場整備開発計画につき第一項の閣議の決定があつたときは、その概要を公表しなければならない。

第四条 沿岸漁場整備開発計画は、沿岸漁業に係る漁業事情、経済事情等に変動があつたため必要があるときは、変更することができる。

第五条 国は、沿岸漁場整備開発計画の達成を図るため、その実施につき必要な措置を講じなければならない。

## (特定水産動物育成基本方針)

第六条 都道府県は、その区域に属する水面(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八条第三項に規定する内水面を除く。以下同じ。)における沿岸漁場としての生産力の増進に資するため、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、特定水産動物(増殖を推進することが適當なものとして農林省令で定める水産動物のうち、その水面において行われる沿岸漁場整備開発事業(水産動物の育成のために行われるものに限る。)に係るもの及び生産された水産動物の種苗の放流に係るもの)を育成する。以下同じ。の育成に關し基本方針を定めることができる。

## (特定水産動物育成基本方針)

第一 特定水産動物の種類及びその育成に関する方針

2 前項の基本方針(以下「特定水産動物育成基本方針」という。)においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

3 特定水産動物を育成する事業に關する指標

4 都道府県は、前項第三号に掲げる事項について、漁場としての水面の利用以外の水面の利用の状況に配慮して特定水産動物育成基本方針を定めるものとする。

5 都道府県は、前項第三号に掲げる事項については、漁場としての水面の利用以外の水面の利用の状況に配慮して特定水産動物育成基本方針を定めるものとする。

6 都道府県は、特定水産動物育成基本方針を定めたときは、これを公表しなければならない。

7 都道府県は、沿岸漁業に係る漁業事情、水面の利用の状況等に変動があつたため必要があるときは、特定水産動物育成基本方針を変更することができる。

第二条 この法律において「沿岸漁場整備開発事業」とは、優れた沿岸漁場として形成されるべき相当規模の水面において水産動植物の増殖又は養殖を推進するために行う魚礁の設置、消波施設の設置及びしゆんせつ並びに沿岸漁場としての効用の低下している水面においてその効用を回復するために行うたる積物の除去その他の政令で定める沿岸漁場の整備及び開発の事業で、政令で定める者が実施するものをいう。

第二条 この法律による沿岸漁場整備開発計画の実施に關する法律案外二条

## (特定水産動物育成事業)

第八条 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会(以下「漁業協同組合等」という。)は、特定水産動物を育成水面の区域内において育成水面の利用に関する規則で定めるところに従い育成する事業(以下「特定水産動物育成事業」という。)を行おうとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 漁業協同組合等は、前項の認可を受けようとするとときは、農林省令で定めるところにより、育成水面の区域及び育成水面利用規則で次に掲げる事項を内容とするものを定め、これを申請書に添えて、都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該育成水面の区域内において育成すべき特定水産動物の種類  
二 当該育成水面の区域内において組合員(漁業協同組合連合会の場合には、その会員たる漁業協同組合のうち自然的經濟的的社會的諸条件により当該育成水面が属すると認められる地区をその地区的全部又は一部とするもの(以下「地元組合」という。)で漁業を営むもの及び地元組合の組合員。以下「組合員等」といふ)が特定水産動物の採捕につき遵守すべき事項

三 当該育成水面の区域を表示する標識の設置、組合員等以外の者で当該育成水面の区域内において特定水産動物を採捕するものからの利用料の徴収その他当該育成水面の利用につき特定水産動物を育成する事業の実施上必要な事項

第九条 漁業協同組合は、前条第一項の規定により育成水面の区域及び育成水面利用規則を定めようとするときは、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の規定による総会の議決前に、当該水面において当該特定水産動物に係る漁業を営む組合員の三分の一以上の書面による同意を得なければならない。

## 2 漁業協同組合連合会は、前条第一項の規定により育成水面の区域及び育成水面利用規則を定めようとするときは、水産業協同組合法の規定による総会の議決前に、地元組合のすべての同意を得なければならない。

3 地元組合は、前項の同意をするには、あらかじめ、当該水面において当該特定水産動物に係る漁業を営む組合員の三分の二以上の書面による同意を得なければならない。

第十一条 都道府県知事は、第八条第一項の認可の申請があつたときは、海区漁業調整委員会の意見を聽かなければならぬ。

第十二条 都道府県知事は、第八条第一項の認可の申請が次の各号に該当すると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 特定水産動物育成基本方針の内容に適合するものであること。

二 その申請に係る育成水面の区域及び育成水面利用規則が当該特定水産動物を育成するため適切なものであること。

三 その申請に係る育成水面の区域及び育成水面利用規則が当該都道府県の区域に属する沿岸漁場の総合的な利用の見地からみて適切なものであること。

四 その申請に係る育成水面の区域及び育成水面利用規則を定める手続が法令又は定款若しくは規約に違反しないものであること。

五 その申請に係る育成水面の区域の全部又は一部が既に定められた育成水面の区域又は水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百三十三号)第十四条规定する保護水面の区域で当該特定水産動物に係るもの全部又は一部と重複しないものであること。

第六条 第八条第一項の認可を受けた漁業協同組合等(以下「認可組合等」という。)は、その育成水面の区域又は育成水面利用規則を変更するには、都道府県知事の認可を受けなければならない。

第七条 第八条第一項の認可を受けた漁業協同組合等(以下「認可組合等」という。)は、その育成水面の区域又は育成水面利用規則を変更するには、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 認可組合等は、特定水産動物育成事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第九条の規定は育成水面の区域又は育成水面利用規則を変更する場合について、前二条の規定は第一項の認可について、それぞれ準用する。

第十三条 認可組合等は、特定水産動物育成事業を適切に実施し、及び組合員等に対し特定水産動物の育成に関し必要な指導を行わなければならぬ。

第十四条 都道府県知事は、特定水産動物育成事業の実施が適切さを欠くに至つたと認めるときは、あらかじめ海区漁業調整委員会の意見を聴いて、当該認可組合等に対し、育成水面の区域又は育成水面利用規則の変更その他必要な措置を採るべきことを勧告することができる。(勧告)

第十五条 国及び都道府県は、特定水産動物育成事業の実施に関し必要な助言、指導その他の援助を行うように努めなければならない。

第十六条 国及び都道府県は、沿岸漁場整備開発事業及び特定水産動物育成事業の実施を水産動植物の種苗の生産施設の整備運営と併せて推進することにより、栽培漁業の振興に努めなければならない。

## 2 岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第二百四十二条)第八条第二項の育成水面の区域若しくは育成水面利用規則(以下単に「育成水面」又は「育成水面利用規則」という。)を定めたときはこれら

の規則等に改める。

第十七条 第三条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の二号を加える。

2 海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第二百四十八号)第一号に掲げる事項とし、第六項に係る部分を次の二号を加える。

3 海洋水産資源開発促進法(昭和四十六年法律第二百四十八号)第三条の沿岸漁場整備開発計画(以下単に「沿岸漁場整備開発計画」という。)との調和が保たれたものでなければならない。

第十八条 第二項中「前条第四項及び第五項」を「前条第五項及び第六項」に改める。

第十九条 第七条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二号を加える。

3 開発計画(前項第二号に掲げる事項に係る部分に限る。)は、沿岸漁場整備開発計画に即するものでなければならない。

第二十条 第二項中「前条第三項及び第四項」を「前条第四項及び第五項」に改める。

第二十一条 第四条第二項中「前条第四項及び第五項」を「前条第五項及び第六項」に改める。

第二十二条 第七条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の二号を加える。

3 開發計画(前項第二号に掲げる事項に係る部分に限る。)は、沿岸漁場整備開発計画に即するものでなければならない。

第二十三条 第二項中「前条第三項及び第四項」を「前条第四項及び第五項」に改める。

第二十四条 第二項中「前条第四項及び第五項」を「前条第五項及び第六項」に改める。

第二十五条 第二項中「前条第三項及び第四項」を「前条第四項及び第五項」に改める。

第二十六条 第二項中「前条第三項及び第四項」を「前条第四項及び第五項」に改める。

第二十七条 第二項中「前条第三項及び第四項」を「前条第四項及び第五項」に改める。

第二十八条 第二項中「前条第三項及び第四項」を「前条第四項及び第五項」に改める。

第二十九条 第二項中「前条第三項及び第四項」を「前条第四項及び第五項」に改める。

第三十条 第二項中「前条第三項及び第四項」を「前条第四項及び第五項」に改める。

第三十一条 第二項中「前条第三項及び第四項」を「前条第四項及び第五項」に改める。

第三十二条 第二項中「前条第三項及び第四項」を「前条第四項及び第五項」に改める。

第三十三条 第二項中「前条第三項及び第四項」を「前条第四項及び第五項」に改める。

第三十四条 第二項中「前条第三項及び第四項」を「前条第四項及び第五項」に改める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

## (水産業協同組合法の一部改正)

2 水産業協同組合法の一部を次のように改正する。

第一項第一項中「又は同法第二百二十九条第一項」を「若しくは同法第二百二十九条第一項」に、「を定めたときはこれらの規則」を「又は沿

岸漁業の基盤たる沿岸漁場の整備及び開発を図る

必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。農林水産委員長坂谷忠男君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔坂谷忠男君登壇〕

○坂谷忠男君 ただいま議題となりました三案につきまして、農林水産委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

漁業災害補償法の一部を改正する法律案は、最近における中小漁業者の漁業事情等の推移に即応して、漁業災害補償制度の改正を行なおうとするもので、

漁獲共済について、いわゆる義務加入の道を開くとともに、てん補水準の引き上げ等てん補内容の充実をはかること。

養殖共済について、共済契約の締結要件及び小損害不てん補要件を緩和するとともに、いわゆる赤潮特約制度を創設すること。

特定の養殖業について、収穫保険方式による特定養殖共済を試験的に実施すること。

等がそのおもな内容であります。

次に、漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案は、最近における漁業者等の資金需要の大口化、多様化の傾向に即応して、漁業者等の資本設備の高度化及び経営の近代化を一そく推進し、あわせて、中小漁業の振興をはかるため、漁業近代化資金制度と中小漁業融資保証制度について所要の改正を行なおうとするもので、

漁業近代化資金の種類を拡大すること。

漁業信用基金協会の保証対象資金に生活資金を加える等その業務範囲を拡大すること、その会員資格の範囲を拡大すること。

保証保険対象資金の範囲を拡大する等政府の行なう保証保険制度を改善すること。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

貸し付けの業務を行なう中央漁業信用基金を設立すること。

融資保険及び漁業信用基金に対する資金の等が改正のおもな内容であります。

次に、沿岸漁場整備開発法案は、沿岸漁業の基盤である沿岸漁場の整備及び開発をはかり、沿岸漁業の安定的な発展と水産物の供給の増大に寄与することを目的として提出されたもので、

農林大臣は、沿岸漁場整備開発事業の実施の目標及び事業量を定める沿岸漁場整備開発計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとすること。

漁業協同組合等は、都道府県知事の認可を受け

て、育成水面の区域において特定の水産動物を育成する事業を行なうことができるものとする。

等がそのおもな内容であります。

委員会におきましては、三案を一括議題として、

三月六日に農林大臣からそれぞれ提案理由の説明を聴取し、三月十九日から四月三までの間に六回にわたって質疑を行ない、この間、参考人から意見を聴取し、また、静岡県で現地視察をする等、慎重に審査を重ねてまいりました。

かくて、四月三日、三法案に対する質疑を終了し、まず、漁業災害補償法の一部を改正する法律案、及び、漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案について、それぞれ採決いたしましたところ、両案とも全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

○議長(前尾繁三郎君) 三案を一括して採決いたします。

日程第二及び第三の委員長の報告はいずれも可決、第四の委員長の報告は修正であります。三案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、三案とも委員長報告のとおり決しました。

次いで、沿岸漁場整備開発法案について、角屋堅次郎君外四名から、農林大臣が沿岸漁場整備開発計画の案を作成するにあたっての配慮事項を加えること等を内容とする修正案が提出され、採決の結果、本案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、各案に対し、それぞれ附帯決議を付する

沿岸漁場整備開発法案に対する修正案(委員会修正) 沿岸漁場整備開発法案の一部を次のように修正する。

第三条第三項中「利用の方向」の下に「及び水産動植物の種苗の生産施設の整備、生産技術の開発等栽培漁業の振興を図るための条件の整備の動向」を加える。

第六条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 国は、都道府県の求めに応じ、特定水産動物育成基本方針の作成に關し必要な助言又は指導を行うことができる。

このようないくつかの問題にござります。特に、經濟協力については、開発途上国との間に平和と繁栄を分から合うという基本方針のもとに、政府開発援助の量、質両面の拡充等その強化にできる限りの努力を傾けていく必要があります。

このような經濟協力の当面の重要な課題にござります。それには開発途上国との經濟協力を進めなければならぬとともに、国内的にも協力を進めなければならぬこととともに、國内的にも經濟協力が関係各省にまたがる行政であることにはかんがみ、開發途上国との実情を的確に把握しつつの推進に専心し得る國務大臣を新たに設ける必要があります。

このため、國務大臣の定数を一人増加し、行政事務を分担管理しない、いわゆる無任所大臣を置き、これが内閣總理大臣の命を受けて經濟協力の積極的推進に當たることとするものであります。なお、この國務大臣は、當面經濟協力の推進に当たりますが、無任所大臣でありますので、そのときどきの行政の必要に応じ、内閣總理大臣の命を受けて、内閣の重要な案件の推進に機動的に当たり得ることは申し上げるまでもありません。

以上が、内閣法の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

#### 内閣法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(前尾繁三郎君) 内閣提出、内閣法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。國務大臣二階堂進君。

〔國務大臣二階堂進君登壇〕

○國務大臣(二階堂進君) 内閣法の一部を改正す

内閣法の一部を改正する法律(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(前尾繁三郎君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。これを許します。

和田貞夫君。

〔和田貞夫君登壇〕

○和田貞夫君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました内閣法の一

が党の考え方を明らかにし、総理並びに閣内閣僚に對して質疑を行なうものであります。(拍手)この法案は、提案理由によりますと、開発途上国に対する経済協力の積極的推進をはかるための担当國務大臣を新設するというのでござりますが、経済協力という美名に隠れ、国内で行き詰まりたておる大企業本位の政策を、海外市場により大きな形で転換する経済侵略の危険性を指摘せざるを得ないでございます。

歴代自民党政府が今日まで推し進めてまいりました高度経済成長政策は、労働者、農民、中小零細商工業者等、広範な労働国民に耐えがたい生活苦をもたらしただけでなく、独占を中心とする資本主義体制そのものにも深刻な危機の根源となつてゐるであります。日本列島をおおい尽くした環境破壊は、国民大衆の力強い抵抗闘争と相まって、資本の側にとつても工場立地難という深刻な事態に立たされてゐるのでござります。また、石油をはじめとする危機的な資源問題、洪水のような日本商品に対する諸外国の反発に示された市場問題、低賃金の労働力不足など、資本主義体制の危機はとめどもなく進行しているのでござります。

田中内閣のもくろんでいる経済協力なるものは、石油エネルギーを基幹にした経済制覇の野望をたくましくする日本独占と、そのよきパートナーである自民党政府が、資源確保と巨大資本の本格的な海外進出を用意するものといわなければなりません。国の一般会計及び財投資金あるいは民間資金を源泉とする経済協力、つまり、日本と私的資本の輸出は年々急速に増大しており、一九七三年には、総額二十七億二千五百四十四万ドルにのぼる国家資本と私的資本が経済協力費の口実のものと輸出されておるのでござります。また、一九七二年末で、私的資本の海外直接投資残高は三十二億一千七百万ドルに達し、アメリカに次ぐ大資本輸出国と化しているのでございま

す。

ところで、経済協力の増大と並行して、アジアが繰り返されるに至ったのは、経済協力の本質が本来は贈与性の高いものであるべきが、現実はもっぱら企業中心の経済侵略の思ひままにまかれており、公債の輸出、低賃金労働力と市場の確保、資源の独占化を企図し、経済支配のねらいをひそめたものであることを、彼らははつきりと見抜いているからでございます。この際、対外経済訴え、以下、具体的にお尋ねいたしたいと思います。

まず第一に、総理は、先ごろ東南アジアの国々を訪問した際、激しい抗日デモ、すなわち、日本の経済侵略に反対する抗議のデモに直面されたのでありますが、これをどう受けとめておられるか

です。まず第一に、総理は、先ごろ東南アジアの国々を訪問した際、激しい抗日デモ、すなわち、日本の経済侵略に反対する抗議のデモに直面されたのでありますが、これをどう受けとめておられるか

です。まず第一に、総理は、先ごろ東南アジアの国々を訪問した際、激しい抗日デモ、すなわち、日本の経済侵略に反対する抗議のデモに直面されたのでありますが、これをどう受けとめておられるか

です。まず第一に、総理は、先ごろ東南アジアの国々を訪問した際、激しい抗日デモ、すなわち、日本の経済侵略に反対する抗議のデモに直面されたのでありますが、これをどう受けとめておられるか

です。

第三点は、日韓経済協力、インドシナ復興援助、中東援助の問題と経済協力担当大臣新設との関連についてお尋ねいたしたいのでござります。

諸国協力を必要とし、アジア諸国もまた、その

國づくりのため、わが國の協力に多大の期待を寄せておる。この期待にこたえるために、経済協力担当大臣を新設し、援助政策の転換をはかると発言されてゐるのでございますが、これはどのような

認識に立つての発言であつたのか、理解に苦しむのでございます。アジア諸国を含む開発途上国はもっぱら企業中心の経済侵略の思ひままにまかれており、公債の輸出、低賃金労働力と市場の確保、資源の独占化を企図し、経済支配のねらいをひそめたものであることを、彼らははつきりと見抜いているからでございます。この際、対外経済訴え、以下、具体的にお尋ねいたしたいと思います。

まず第一に、総理は、先ごろ東南アジアの国々を訪問した際、激しい抗日デモ、すなわち、日本の経済侵略に反対する抗議のデモに直面されたのでありますが、これをどう受けとめておられるか

です。まず第一に、総理は、先ごろ東南アジアの国々を訪問した際、激しい抗日デモ、すなわち、日本の経済侵略に反対する抗議のデモに直面されたのでありますが、これをどう受けとめておられるか

です。まず第一に、総理は、先ごろ東南アジアの国々を訪問した際、激しい抗日デモ、すなわち、日本の経済侵略に反対する抗議のデモに直面されたのでありますが、これをどう受けとめておられるか

です。まず第一に、総理は、先ごろ東南アジアの国々を訪問した際、激しい抗日デモ、すなわち、日本の経済侵略に反対する抗議のデモに直面されたのでありますが、これをどう受けとめておられるか

です。まず第一に、総理は、先ごろ東南アジアの国々を訪問した際、激しい抗日デモ、すなわち、日本の経済侵略に反対する抗議のデモに直面されたのでありますが、これをどう受けとめておられるか

です。まず第一に、総理は、先ごろ東南アジアの国々を訪問した際、激しい抗日デモ、すなわち、日本の経済侵略に反対する抗議のデモに直面されたのでありますが、これをどう受けとめておられるか

です。まず第一に、総理は、先ごろ東南アジアの国々を訪問した際、激しい抗日デモ、すなわち、日本の経済侵略に反対する抗議のデモに直面されたのでありますが、これをどう受けとめておられるか

です。まず第一に、総理は、先ごろ東南アジアの国々を訪問した際、激しい抗日デモ、すなわち、日本の経済侵略に反対する抗議のデモに直面されたのでありますが、これをどう受けとめておられるか

です。まず第一に、総理は、先ごろ東南アジアの国々を訪問した際、激しい抗日デモ、すなわち、日本の経済侵略に反対する抗議のデモに直面されたのでありますが、これをどう受けとめておられるか

です。まず第一に、総理は、先ごろ東南アジアの国々を訪問した際、激しい抗日デモ、すなわち、日本の経済侵略に反対する抗議のデモに直面されたのでありますが、これをどう受けとめておられるか

です。

執行させることのほうが望ましいのではございませんか。重要な複雑である問題ほど閣議で論議を重ね、内閣一体の原則を形式論にならないよう意図統一をする過程が実質的に伴つてこそ、閣議の権威があるのに、首相を中心に関係閣僚や実力閣僚によって重要な問題がきめられ、処理され、閣議は全く儀式化しているよう感ぜられますが、大臣の乱造は閣議輕視により拍車をかけることになることを警告し、総理の所信を伺いたいのであります。

以上、わが党の見解を述べるとともに、基本的な問題点についての質疑を行ないまして、私の質問を終わりたいと思います。（拍手）

【内閣総理大臣田中角栄君登壇】

○内閣総理大臣（田中角栄君） 和田貞夫君にお答えをいたします。

まず第一に、海外経済協力の件でございますが、申すまでもなく、人類世界の平和を真に確保するため最大の政策は、南北問題の解決にあるわけござります。先進工業国と開発途上国とが相携えて平和の確保に努力すべきであることは、申すまでもないことございまして、その大半を海外資源を持たない国でございまして、その大半を海外より輸入し、これを加工し、その製品を輸出することによって国民生活の向上をはからねばならないことは、わが国はこれまでの間に平和と繁栄を分かち合うという基本方針のもとに、資源をも現在も将来も変わらない現実でございます。その意味で、対外経済援助は、開発途上国の発展に寄与するとともに、あわせてわが國の利益も確保しなければならないという、過去も現在も、またあしたも、変わらない最重要な問題でございます。その意味で、これが円滑に行なわれるよう、合理的に執行せられるように、重大な関心を持ち、これら機関の整備をはかつてます。

次は、東南アジア訪問の際の問題についての御言及でございますが、国家間の関係が密接化すればするほど、調整を要する問題が生じてくること

もまた当然であります。したがいまして、見直すべき点は、わが国としても十分これを反省して対処しなければなりません。しかし、東南アジアの友邦諸国とわが国とは、基本的に相互補完の友好関係にあり、一部のデモ等の現象のみとらわれるのでではなく、より長期的な視野に立ち互恵の道を求める関係にあると考えるのであります。

わが国の資源政策についての批判等に対しての御発言がございましたが、すなおに見まして、わが国は開発途上国の天然資源に関心を持つものでございますが、これを開発する際には、相手国の発展、繁栄を考慮することなく対処できないことは理の当然でございます。経済協力担当大臣の新設をはかったのも、よりきめのこまかい、機動的な相手国の立場に立つ援助の促進をはかるためなのでございます。

経済協力担当大臣を新設する理由についての御言及がございましたが、最近における内外情勢の推移に迅速かつ適切に対処するためには、国政の機動的な運営を強化する必要がございます。特に経済協力につきましては、開発途上国との間に平和と繁栄を分かち合うという基本方針のもとに、それが、その前には各省の連絡も十分やつておりますし、政府与党である自由民主党との調整も慎重、十分に行なつておることは、御承知のとおりでございます。その上に立つて、閣議はしごく円溝、合理的に運営せられておることを、念のため申し上げておきます。（拍手）

【国務大臣大平正芳君登壇】

○国務大臣（大平正芳君） 経済協力大臣の新設と外交政策とのかね合いにつきましてのお尋ねでございます。

経済協力は、先進国の一員としてのわが国が、諸外国とともに、国際的な責任といたしまして、開発途上国の民生の安定、国民経済の均衡ある発展に寄与するために行なう国際的な責任を持つた事業でございますので、その円滑でしかも効率的な推進をはからねばならないことは、当然の道行であります。そのため、その促進をはかるために国務大臣を新設するということは、私どもとして歓迎すべきことと考へております。しかしながら、外交の一元的な展開といふ秩序は乱してはいけないと思います。したがいまして、この大臣の新設によりましても、外務省はじめ各省庁の設置法上の権限には一指も触れていないわけございまして、御案内のように無任所大臣といたしてあるところから御理解をいただきたいと思います。（拍手）

○議長（前尾繁三郎君） これにて質疑は終了いたしました。

とは当然と存じます。複雑専門化する行政の推移に對応して、國務大臣の定数を適正なものとしていく必要がありますが、半面、合議制機関としての内閣の機能を阻害しないよう留意しなければならないこともまた言えます。

今回の内閣法改正案は、上述のような視点を踏まえて慎重に検討した結果、國務大臣の定数を一

#### ○議長（前尾繁三郎君） 国際協力事業団法案（内閣提出）の趣旨説明

○議長（前尾繁三郎君） 内閣提出、国際協力事業団法案について、趣旨の説明を求めます。外務大臣大平正芳君。

【国務大臣大平正芳君登壇】

○議長（前尾繁三郎君） 国際協力事業団法案の趣旨について御説明を申し上げます。

御承知のとおり、世界の平和と繁栄のために開発途上地域等の発展と安定が不可欠な要件であり、そのための協力は国際社会全体の負うべき責務であります。わが国といたしましては、かねてよりこのような認識に基づき、これら地域の経済及び社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とする各般の施策をわが国的重要对外政策の一つとして推進いたしております。

近來、わが国経済を取り巻く諸条件はきびしさを加えてまいりました。わが国の平和と繁栄は世界各国との互恵友好の関係の中においてのみ達成しえるものであることを考へますならば、まさにかかるきびしい状況のもとにおいてこそ、このような国際協力の意義をあらためて強く認識しなければならないと存じます。

政府といたしましては、かかる基本的考え方に基づき、わが国国際協力の一その拡充強化をはかるべく種々検討してまいりましたが、その方策の一つとして、從来の経済技術協力実施体制においては必ずしも十分に行ない得なかつた政府ベース協力と民間ベース協力の連携の強化、あるいは資金協力と技術協力との一体的な結びつきを確保するための体制の強化をはかるべく、国際協力事業団を設立することとしたました。したがって、この事業団は、既存の技術協力の機構である海外技術協力事業団と、移住事業を通じて国際協力に貢献しておる海外移住事業団を統合し、これらの事業団からの業務を引き継ぐほか、

開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に協力するための新たな業務を行なうことといたしております。このような国際協力体制の整備強化をはかることによつて、対外的には相手国側の事情等を十分反映させた国際協力政策の推進が可能となり、また、国内的にも国際協力事業の総合的、効率的運営が確保し得ると考へるものであります。

次に、国際協力事業団法案の概要について御説明申し上げます。

第一は、この事業団の目的であります。これは三つの大きな柱から構成されております。一つは、開発途上地域に対する技術協力の実施及び青年年の海外協力活動の促進に必要な業務を行なうことであります。二つは、開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に必要な資金の供給及び技術の提供を行なう等の業務を行なうことであります。第三には、中南米地域等への海外移住の円滑な実施に必要な業務を行なうこととしてあります。そしてこれら三種の業務を行なうことによって、開発途上地域等の経済及び社会の發展に寄与し、国際協力の促進に資することを目的とするものであります。

第二は、この事業団の資本金であります。当初資本金といたしましては、設立に際して政府から出資される四十億円と、この事業団に承継される海外技術協力事業団及び海外移住事業団に対する政府の出資金等との合計額約二百二十四億円であります。政府は必要があると認めるときは、事業団に追加して出資することができるものとしております。

第三は、この事業団に、役員として、総裁一人、副総裁二人、理事十二人以内及び監事三人以内を置き、また、業務の運営に関する重要な事項を審議するため、総裁の諮問機関として、四十人以内の委員で構成される運営審議会を置くこととしております。

第四は、この事業団の業務であります。一と

しては、従来海外技術協力事業団が行なつてまいりました条約その他の国際的約束に基づく技術協力の実施に必要な業務、及び条約その他の国際的約束に基づき海外協力活動を志望する青年等を開発途上地域へ派遣すること等の業務であり、二つとしては、海外移住事業団が行なつてまいりました施に必要な業務であります。三といたしましては、新しい業務でありますが、開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に必要な資金の供給及び技術の提供を行なう等の業務であります。この新規業務の特徴について申し上げますと、第一の特徴としては、この事業団は、日本輸出入銀行、海外経済協力基金から資金の供給を受けけることが困難な事業について円滑な資金の供給を確保しようとするもので、具体的には、各種開発事業に付随して必要となる関連施設であつて周辺の地域の開発に資するものの整備、ないし、試験的事業であつて技術の改良または開発とすると認められるもの等を対象といたしております。次に、このような資金の供給を受ける事業等に必要な技術の提供をあわせて行なうこととしており、資金と技術の一体的な結びつきをはかるうとするところに第二の特徴がござります。第三の特徴といたしましては、条約その他の国際的約束に基づいて、開発途上地域の政府等からの委託を受けて事業団みずからがこれらの地域の開発に資する施設等の整備事業を行なうこととした点であります。さらに、四といたしましては、ただいま申し上げました技術協力業務や、社会開発、農林業及び鉱工業の開発の業務に従事する技術者の充実をはかるため、これら技術者の養成及び確保を行なうための業務があります。

このほか、事業団の事業年度、事業計画等の認可、財務諸表、区分経理、借入金及び債券、余裕金の運用、罰則等について規定いたしておりま

りました。以上の条約その他の国際的約束に基づく技術協力の実施に必要な業務、及び条約その他の国際的約束に基づき海外協力活動を志望する青年等を開発途上地域へ派遣すること等の業務であり、二つとしては、海外移住事業団が行なつてまいりました施に必要な業務であります。三といたしましては、新しい業務でありますが、開発途上地域等の社会の開発並びに農林業及び鉱工業の開発に必要な資金の供給及び技術の提供を行なう等の業務であります。この新規業務の特徴について申し上げますと、第一の特徴としては、この事業団は、日本輸出入銀行、海外経済協力基金から資金の供給を受けけることが困難な事業について円滑な資金の供給を確保しようとするもので、具体的には、各種開発事業に付随して必要となる関連施設であつて周辺の地域の開発に資するものの整備、ないし、試験的事業であつて技術の改良または開発とすると認められるもの等を対象といたしております。次に、このような資金の供給を受ける事業等に必要な技術の提供をあわせて行なうこととしており、資金と技術の一体的な結びつきをはかるうとするところに第二の特徴がござります。第三の特徴といたしましては、条約その他の国際的約束に基づいて、開発途上地域の政府等からの委託を受けて事業団みずからがこれらの地域の開発に資する施設等の整備事業を行なうこととした点であります。さらに、四といたしましては、ただいま申し上げました技術協力業務や、社会開発、農林業及び鉱工業の開発の業務に従事する技術者の充実をはかるため、これら技術者の養成及び確保を行なうための業務があります。

以上をもしまして、この法律案の趣旨の説明を終わります。(拍手)

#### 国際協力事業団法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(前尾繁三郎君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。これを許します。

河上民雄君

〔河上民雄君登壇〕

○河上民雄君 ただいま議題となりました国際協力事業団法案につき、私は、日本社会党を代表して、基本的な問題点につき、総理大臣並びに関係閣僚にお尋ねいたいと思います。(拍手)

まず第一に、田中総理、あなたは、去る一月東南アジアを訪問され、あの強烈な反日デモに見舞われ、いかなる反省を持たれたか、その点をお伺いいたしたいと思います。(拍手)

わが社会党は、これまで一貫して、政府の対米追従外交、特定政権への肩入れ、エコノミックアニマルといわれる経済進出の危険性について警告いたしました。総理の東南アジア諸国訪問ではしなくもそれが現実化し、タイ及びインドネシアにおける激しい反日運動が起きました。これらの事態の底にあるものは、これまで現地民衆を踏みつけしてきた日本の企業進出と、これを許してきた現地政権とわが国資本との懸念関係に對する民衆の怒りがあつたといわなければなりません。(拍手)

総理は、帰國後、当院の本会議におきまして、經濟協力は金だけではない、心と心の触れ合いが大切だという趣旨のことを言われ、その事例として、朝鮮植民地支配の時代における日本が行なつたことでいまお感謝されていることが二つあ

る、ノリの栽培と義務教育がそれであると述べ、たちまち韓国あるいは朝鮮民主主義人民共和国より強い反撃と批判を呼んだことは、御承知のとおりであります。(拍手)

日本の首相の発言としては、まことに遺憾、かつ、さびしいことであります。義務教育こそ、まさに、同化政策を推し進め、朝鮮の子弟に日本語を強制し、民族の魂ともいうべき祖国のことばを奪う役割りを果たした、むしろ、のろうべき象徴であります。

団と海外移住事業団の解散及びこれに伴う権利義務の承継、並びに海外貿易開発協会からの一部権利義務の承継等について規定しております。

以上をもしまして、この法律案の趣旨の説明を終わります。(拍手)

日本は、まことに遺憾、かつ、さびしいことであります。義務教育こそ、まさに、同化政策を推し進め、朝鮮の子弟に日本語を強制し、民族の魂ともいうべき祖国のことばを奪う役割りを果たした、むしろ、のろうべき象徴であります。

総理は、二階堂官房長官を通じて、他意はなかつたと弁明されました。弁明ではなく、むしろ率直にこの本会議場において非を認め、誠意を内外の民衆に向かって披瀝すべきであると信するものであります。いかがでございましょうか。

(拍手)

総理は、二階堂官房長官を通じて、他意はなかつたと弁明されました。弁明ではなく、むしろ率直にこの本会議場において非を認め、誠意を内外の民衆に向かって披瀝すべきであると信するものであります。いかがでございましょうか。

(拍手)

今回、經濟協力の強化のために、經濟協力担当國務大臣の設置、國際協力事業団の新設がはかられております。また、アラブ諸国の石油戦略にゆすぶられた昭和四十九年度予算では、經濟協力費の大幅増額が行なわれております。しかし、國際協力の理念の確立なくして、いたずらなる機構いじりと經濟協力費の増大は、無意味であるばかりではなく、ときに有害ですらあることを警告しておかなければなりません。(拍手)

総理の東南アジア歴訪後、開発途上国側から日本に對し多くの非難と忠告が寄せられておりまます。日本の經濟協力は、開発途上国の利益よりも日本自身の利益をはかることを目的としているのではありませんか。日本から援助を受けければ受けたほど、日本に対する經濟依存度が強まり、現に、援助をここに進出してきた日本商品は町にはんらんする一方、いわゆる日本株式会社の手で、日本が必要とする資源の開発、収奪が行なわれているではないか。政府は、これらの非難と忠告に深く反省するとともに、國際協力の理念の確立を急がなければならぬと存するものであります。それは、經濟協力の推進に理解と協力を与えてきたわが国

民に対する政府の義務であると思ひます。近年、開発途上国援助は一つの転機を迎えております。一九七三年九月、東南アジア諸国を含む開発途上国が、アルジェニ集まり、第四回非同盟諸国首脳会議を開催、「真の独立は、外国の独立を除く、国家資源をみずから手におさめることによって実現する」との経済宣言を採択、これら開発途上国の民族自決と国民経済確立への決意を表明するとともに、国際経済秩序の改革、対等の主権、公正な分配を実現するため、ワク組みの変更を強く打ち出し、資源収奪と多大の犠牲をもして開発途上国への告発を行なおうとしているのであります。アルジェニアの提唱により、いよいよ四月九日より始まる国連の資源特別総会は、まさに先進国への告発を行なおうとしているのであります。

こうした開発途上国の資源ナショナリズムの高まりの中で、アラブ産油国が引いた石油戦略の引き金は、西側資本主義体制の根幹をゆきぶり、日本のみならず、北側先進諸国一般がいかに南側開發途上国に深く依存しているかを、痛いほど思い知らされたのであります。

戦後、海外に、いな、「南」に安価な資源を求めて、GNP世界第二位といだ巨大な富をつくり上げてまいりましたわが国は、いまや制約された資源分配の中で、これまでのように無制限な経済成長を続ける時代は終わつたことを知らなければならぬのであります。そして、流動的な世界経済の中で、資源小國である日本が果たすべき役割りを一日も早く明確に見きわめる必要があります。そのためには、まず、日本が諸国民から常に疑いの目で見られるのではなく、ゆるぎない信頼をかちうるよう立場を内外に宣言することが肝要であります。

まず第一に、平和憲法順守の宣言を行なうこと。経済の軍事化を阻止し、海外派兵、武器輸出などを絶対に行なわないこと、核兵器を否認し、政治的な驅逐を求めることを宣言すること。第二

に、開発途上国の経済自立の要求を率直に支持し、その資源に対する恒久主権の尊重、特に国連におけるそのための決議を順守することの宣言。

第三に、日本の企業の進出は、あくまで先方の国民経済形成に貢献することを主旨とし、その趣旨に沿つた民間投資憲章をつくること。第四に、政府の借款の条件について一定の基準を設けることがございますが、総理、外相に伺いたいのかがございます。(拍手)

次に、法案それ自身につき若干の質問を試みたいたいと思います。

第一に、新設国務大臣と国際協力事業団との関係であります。その関係は法制上明らかにされていません。本事業団が外務大臣の主管で、通産、農林の共管部を含むとすれば、一体この国際協力事業推進の中で新設大臣の任務をどのように理解すべきでありますか。

第二に、今回の国際協力事業団では、国際協力事業の窓口の一機能がうたわれておりますが、その編成はあまりにも便宜主義的であります。今回農林省の農村開発公團構想の一部を取り入れ、新設事業団では、既存の海外技術協力事業団及び海外移住事業団などを吸収することとし、これとの関連で、通産省の海外貿易開発協力公團構想と農林省の農村開発公團構想の一部を取り入れ、事業団にその業務を受け持たせる形をとつておるのであります。伝えられるところによると、新設公團の増加を押えるため、政治的妥協として、新設事業団に通産、農林関係業務を組み入れることによってこの両省の主張を押えたと聞いておりま

す。その結果、憲法二十二条による人権の一つとしての海外移住に関する業務を国際協力事業団に組み入れているのであります。本来これはこの事業団になじまない性格のものではないでしょか。そしてむしろ、西独、フランス、イギリスなど先進諸国が力を注いでいる文化交流は、わが國

では、この事業団業務から切り離され、国際交流基金の乏しい資金でお茶を濁しているのが実情であります。

第三に、農林、通産がそれぞれ打ち出していった公團構想は、資源の開発輸入なしは資源の備蓄を基軸として発想されたもので、悪名高い財界主導型を政府主導型に切りかえたことにより、かえつて政府主導の方針のもとに官民協調型の、日本株式会社といった強烈な印象を与える危険性をはらんでおります。特に、進出企業の周辺における社会開発に協力する構想は、へたをすれば、わが国内における産業優先政策がとつてきた手法を海外で再現するおそれなしとしません。また、農業協力の大型プロジェクトの構想も、農産物の開発輸入については、協力事業団を通じて、受け入れ国に対し、技術協力、直接投資を行ない、生産性を引き上げて、余剰となる部分を輸入するといふ発想によるものでありますか。これまた、わが国が開発援助の美名のもとに、飼料穀物などを求めようとする一種の資源収奪にならないといふ保証はないであります。そのような危険をチエックする歯どめをどこに見出すとかできましょ。(拍手)

最後に、わが国との経済協力は、一九七二年の実績で二十七億二千五百万ドルを記録し、アメリカに次ぐ援助大国となつたのであります。これらの特使が中東、東欧諸国に、また、田中首相が東南アジアをそれぞれ訪問し、多額の経済援助を約束してこられましたが、その負担は今後相当のものとなると思われます。昔から、わが国では、実のない話をしてくることを、油を売るといつておりますけれども、油を買うために油を売つたという非難をこうむらぬようにせねばなりません。

(拍手)また、これまで特定政権維持のために責重な税金が投げられるというきらいがなかつたといふことは言えないのであります。これを機会に、海外経済協力資金について詳細な報告書を国会に提出することを義務づけ、国民の理解と支持を求めるべきであると考えますが、政府はいかがでございましょう。(拍手)

以上、簡単でありますけれども、総理大臣並びに内閣総理大臣(田中角栄君)河上民雄君にお答えいたします。

まず第一は、東南アジア訪問の際の抗議デモ等に關する問題でございますが、先ほどのお答えいたしましたとおり、東南アジアの友邦諸国とわが国とは、基本的に相互補完の友好関係にござりますが、国家間の関係が緊密化すればするほど、調整を要する問題が生じてくることは当然なことであります。したがいまして、正当な理由のある批判を受けたとおり、東南アジアの友邦諸国とわが国との関係閣僚の所見を伺いたいのであります。

○内閣総理大臣(田中角栄君登壇)

まず第一は、東南アジア訪問の際の抗議デモ等についての御発言でございますが、先ほどのお答えいたしましたとおり、東南アジアの友邦諸国とわが国との関係閣僚の誠意ある答弁を望んで、私の質問を終わります。(拍手)

ついで、内閣總理大臣(田中角栄君)河上民雄君にお答えいたしました。

まず第一は、東南アジア訪問の際の抗議デモ等についての御発言でございますが、先ほどのお答えいたしましたとおり、東南アジアの友邦諸国とわが国との関係閣僚の誠意ある答弁を望んで、私の質問を終わります。(拍手)

以上、簡単でありますけれども、総理大臣並びに内閣総理大臣(田中角栄君)河上民雄君にお答えいたしましたとおり、東南アジアの友邦諸国とわが国との関係閣僚の誠意ある答弁を望んで、私の質問を終わります。(拍手)

(拍手)

最後に、わが国との経済協力は、一九七二年の実績で二十七億二千五百万ドルを記録し、アメリカに次ぐ援助大国となつたのであります。これらの特使が中東、東欧諸国に、また、田中首相が東南アジアをそれぞれ訪問し、多額の経済援助を約束してこられましたが、その負担は今後相当のものとなりまして、三木特使、中曾根通産大臣、小坂特使が中東、東欧諸国に、また、田中首相が東南アジアをそれぞれ訪問し、多額の経済援助を約束してこられましたが、その負担は今後相当のものとなりました。三木特使、中曾根通産大臣、小坂特使が中東、東欧諸国に、また、田中首相が東南アジアをそれぞれ訪問し、多額の経済援助を約束してこられましたが、その負担は今後相当のものとなると思われます。昔から、わが国では、実のない話をしてくれることを、油を売るといつておりましたけれども、油を買うために油を売つたという非難をこうむらぬようにせねばなりません。

海洋国家である日本は、世界の平和なくして生きていくしかないし、わが国経済は自由な国際経済環境のもとでのみ発展することが可能なのであります。そのため、わが国は、永続的な世界平和の創造と新しい世界秩序の再建のために、これまでに蓄積をした経済力、技術力などを活用、投入して積極的な国際協力を推進し、開発途上国の経済発展と国民福祉の向上のための自助努力に協力をしないかねなりません。政府としては、このようないい基本的認識のもとに、従来の経済協力の一そくの効率化をはかるため、国際協力事業団を設立いたすことについたたたけであります。

経済協力担当大臣を新設する理由と事業団との関係等について御発言がございましたが、最近における内外情勢の推移に迅速かつ適切に対処するためには、国政の機動的な運営を強化する必要があります。特に、経済協力につきましては、開発途上国との間に、和平と繁栄を分かち合おうという基本方針のもとに、それぞれの国の実情に即した施策を一そく積極的に推進していく考え方であります。

現在、経済協力の執行体制は関係各省にまたがっており、その機動的、能率的な運営を確保する上で、その推進に専念できる國務大臣を新たに設ける必要があると考えておるのでございます。相手国と緊密な連絡をとり、意図の疎通をはかり、眞の対外協力の実をあげることには、専念できる國務大臣が必要であるということは、何人も理解し得るところでございます。先般、石油問題でアラブに使いするときには、ときには三木副総理、ときには中曾根通産大臣、ときには小坂特使といふような状態でございますが、これは国会の都合もござりますし、いろいろな任務を持つておりますから、これらの問題に専念できないという事情もあります。このような一事をもつてして理の当然であります。(拍手)

〔國務大臣大平正芳君登壇〕

○國務大臣(大平正芳君) 経済協力の理念についての御質疑でございました。わが国の経済協力は、申すまでもなく、間々申し上げておるよう、民生の安定、経済の均衡ある発展をはかるべく、相手国の自助努力に根ざす計画に即しまして、相手国の要請、その理解のもとに行なつておるものでございまして、経済の支配を企図したり、あるいは特定政権の擁護を目的とするようなものでないことは、河上さんも御理解いただいていることと思うであります。

アルジェにおける非同盟首脳会議における宣言、決議等は、私どもよく承知いたしております。そこでうたわれておりますように、資源保有国の恒久主権は十分尊重しながら、われわれ持つておる資本、技術との調和ある関係をどうしてつくり上げるかが、われわれの経済協力行政の一つの大きな任務であると考えております。

それから、今度つくろうとする新設の事業団に、農林業及び鉱工業の開発業務を包摂いたした理由でございますが、この特殊法人のもとでこれらの事業を統一的に実施いたしますはうが、政府の国際協力を推進してまいる効率の上から申します。

それでも、その質、量ともに改善をはかる上から申しましても、適切であると考えたからでございます。

移住事業団をこれに吸収することとでございますが、移住者は、御指摘のようにみずからの意思に基づいて海外に移住されるものでございませんけれども、同時に、移住者が、現地におきまして、直接または間接に、移住地及びその周辺をも含めた地域全体の経済、社会の発展に寄与することも期待されておるわけでございまして、その意味におきまして、海外移住事業は国際協力の重要な役割りを果たしておるものと私どもは考えております。

それから、経済協力関係事業の実施状況が必ずしもつまびらかでないという御指摘でございます。そこで、経済協力関係事業の実施状況が必ず

が、この実施状況につきましては、これまでにも随時国会審議等を通じて明らかにしております。決算の際にも、その支出状況につきまして国会に御報告申し上げておりますことは、御案内のとおりでございます。

それから、中近東諸国その他に対しまして約束をいたしました経済協力案件でござりますが、これららの案件は、わが国の経済協力政策全体の立場から、十分検討、吟味したものでございまして、これは現実には一举にやろうとするわけではなくて、複数の年度におきまして、おのおのの準備状況を十分勘案いたしまして、数年間にわたつて実施していくものでございまして、したがつて、政府といましましては、当然実施可能と考えて、誠実にその実行をはかつてまいりたいと考えておるものでございます。(拍手)

〔國務大臣倉石忠雄君登壇〕  
○國務大臣(倉石忠雄君) 国際協力事業団による農業開発は、資源の収奪にならないという保証があるかというお尋ねでございますが、海外の農業開発を支援いたしますにあたりましては、まず国際協力の見地に立つて、相手国の農業の振興と現地の農民の福祉の向上に寄与するという立場から、これを進めることができると存じます。このために、国際協力事業団による農業開発は、長期的に見まして、相手国の農業生産力の増大を促し、まず現地の需要を満たすことを中心いたしまして、かかる後に輸出余力があれば、これをわが国への安定供給にも資するといふ、相互援助の考え方のとどに進めてまいることにいたしておりますので、いやしくも、お話しになりましたように、資源の収奪というふうな批判を招くことはないものと確信をいたしております。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十一分散会

たまつまびらかでないという御質問でございますが、

そのように思いません。第一、インフラストラクチャをどういうふうにやるかということは、相手国政府または公共団体等の要請に基づいて行なうものでございます。それから、仕事の内容は、そのプロジェクトの周辺における病院とか橋梁とか道路とか、そういうような、大体公共的な仕事をすれば、都市計画等の仕事が大部分でございまして、これらはそれらの国々が今まで強く要望してきたところでございます。今度は、その面について大体今までの関係国との御要請にござつておるものをございまして、私はかえつて評価されるのではないかと思います。

ただし、これが実施については、いささかもそのような誤解を与えないよう、細心の注意をもつて行なわなければならないと思っております。そこで、これでは道筋をたどりながら、わが国政府または公共団体等の要請に基づいて行なうものでございまして、私はかえつて評価されるのではないかと思います。

○議長(前尾繁三郎君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 本日は、これにて散会いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 本日は、これにて散会いたしました。

出席國務大臣

内閣總理大臣 田中 角榮君

法務大臣 中村 梅吉君

外務大臣 大平 正芳君

農林大臣 倉石 忠雄君

通商産業大臣 中曾根康弘君

國務大臣 二階堂 進君

出席政府委員

内閣法制局長官 吉國 一郎君

○朗読を省略した議長の報告  
(報告書受領)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇〕

一、去る三月二十九日、内閣から次の報告書を受

領した。

地方財政法第三十条の二の規定に基づく地方財政の状況報告書

一、去る三月三十日、宮坂国立国会図書館長から前尾議長あて、昭和四十七年度の国立国会図書館の経営及び財政状態についての報告書を受領した。

(通知書受領)

一、去る三月三十日、参議院議長から、国会において議決した次の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

昭和四十九年度一般会計暫定予算  
昭和四十九年度特別会計暫定予算  
昭和四十九年度政府関係機関暫定予算

一、去る三月三十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

総理府設置法の一部を改正する法律  
裁判所職員定員法の一部を改正する法律  
電力用炭販売株式会社法等の一部を改正する法律

地方税法の一部を改正する法律  
関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律

所得税法及び災害被害者に対する租税の減免、徵収猶予等に関する法律の一部を改正する法律  
法人税法の一部を改正する法律  
租税特別措置法の一部を改正する法律

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

一、去る三月三十日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に交付した旨の通知書を受領した。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

(意見書受領)

一、去る三月三十日、内閣から次の意見書を受領する。

した。

地方財政法第二十条の一の規定による堺市長外十二市町長提出の意見書

地方財政法第二十条の二の規定による大阪府大東市長提出の意見書

地方財政法第二十条の二の規定による旭川市長外五十六市長提出の意見書

地方財政法第二十条の二の規定による大牟田市长提出の意見書

(政府委員退任)

一、去る二日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、人事官佐藤正典は任期満了により去る三月四日付をもって、また気象庁長官高橋浩一郎は去る一日付をもってそれぞれ退職したので政府委員としての資格を失った旨の通知を受領した。

(政府委員承認)

一、去る二日、前尾議長は、田中内閣総理大臣申し出の、次の方を第七十二回国会政府委員に任命することを承認した。

大蔵委員	
千葉 三郎君	中垣 國男君
佐々木良作君	片岡 清一君
島田 安夫君	住 栄作君
中村 弘海君	江崎 真澄君
福永 健司君	河本 敏夫君
安里積千代君	千葉 三郎君
中垣 國男君	中垣 國男君
塙谷 一夫君	佐々木良作君

予算委員	
矢野 納也君	中村 弘海君
辞任	保岡 興治君
島村 一郎君	島村 一郎君
植木庚子郎君	廣瀬 秀吉君
安宅 常彦君	武藤 山治君
岡田 春夫君	村山 喜一君
辻原 弘市君	安宅 常彦君
辻原 弘市君	岡田 春夫君
廣瀬 秀吉君	辻原 弘市君
武藤 山治君	村山 喜一君
谷口善太郎君	常彦君
不破 哲三君	塙谷 一夫君
松本 善明君	矢野 納也君
増本 一彦君	安里積千代君
福永 健司君	河村 勝君
高見 三郎君	辻原 弘市君
植木庚子郎君	地崎宇三郎君
地崎宇三郎君	高見 三郎君
岡田 春夫君	安宅 常彦君
河村 勝君	岡田 春夫君
勝君	常彦君

商工委員	
矢野 納也君	瀬野栄次郎君
保岡 興治君	辻原 弘市君
島村 一郎君	高見 三郎君
植木庚子郎君	岡田 春夫君
常彦君	常彦君

文教委員	
千葉 三郎君	中村 弘海君
佐々木良作君	保岡 興治君
島田 安夫君	島村 一郎君
中垣 國男君	植木庚子郎君
塙谷 一夫君	常彦君
安宅 常彦君	辻原 弘市君
岡田 春夫君	高見 三郎君
辻原 弘市君	常彦君
廣瀬 秀吉君	岡田 春夫君
村山 喜一君	辻原 弘市君
安宅 常彦君	高見 三郎君
岡田 春夫君	常彦君
辻原 弘市君	辻原 弘市君
廣瀬 秀吉君	高見 三郎君
塙谷 一夫君	常彦君
矢野 納也君	常彦君
安里積千代君	常彦君
不破 哲三君	常彦君
松本 善明君	常彦君
増本 一彦君	常彦君
福永 健司君	常彦君
高見 三郎君	常彦君
植木庚子郎君	常彦君
河村 勝君	常彦君
辻原 弘市君	常彦君
高見 三郎君	常彦君
常彦君	常彦君

社会労働委員	
上田 茂行君	島村 一郎君
安里積千代君	高見 三郎君
佐々木良作君	佐々木良作君
岡田 正巳君	岡田 正巳君
安里積千代君	安里積千代君
塙谷 一夫君	塙谷 一夫君
常彦君	常彦君
辻原 弘市君	常彦君
常彦君	常彦君

農林水産委員	
矢野 純也君	瀬野栄次郎君
辻原 弘市君	常彦君
高見 三郎君	常彦君
安宅 常彦君	常彦君
辻原 弘市君	常彦君
常彦君	常彦君

決算委員	
矢野 純也君	瀬野栄次郎君
常彦君	常彦君

議員の辞任	
高見 三郎君	常彦君
佐々木良作君	常彦君
常彦君	常彦君



(内閣提出第七三号) 社会労働委員会 付託  
 一、去る三月三十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。  
 次のとおりである。  
 計量法の一部を改正する法律案 (内閣提出第六三号) (参議院送付)  
 商工委員会 付託  
 一、去る一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。  
 原子爆弾被爆者援護法案 (大原亨君外十三名提出)  
 国有林労働者の雇用の安定に関する法律案 (川俣健二郎君外九名提出)  
 有林労働者の雇用の安定に関する法律案 (川俣健二郎君外九名提出)  
 失業保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案 (森井忠良君外九名提出、衆法第一六号)  
 以上三件 社会労働委員会 付託  
 一、去る二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。  
 作業環境測定法案 (内閣提出第八八号)  
 社会労働委員会 付託  
 一、昨三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。  
 公職選挙法の一部を改正する法律案 (佐藤鏡樹君外五名提出、衆法第一七号)  
 公職選挙法改正に関する調査特別委員会 付託  
 一、去る二日、委員会に付託した議案は次のとおりである。  
 公職選挙法の一部を改正する法律案 (佐藤鏡樹君外五名提出、衆法第一七号)  
 公職選挙法改正に関する調査特別委員会 付託  
 一、去る三月三十日、参議院において次の内閣提案を受けた。  
 一、去る三月三十日、参議院において次の内閣提案を受けた。  
 一、去る三月三十日、参議院において次の内閣提案を受けた。  
 一、去る三月三十日、参議院において次の内閣提案を受けた。

出案を可決した旨の通知書を受領した。  
 会社臨時特別税法案  
 一、去る三月三十日、参議院において次の内閣提案を受けた。  
 電力用炭販売株式会社法等の一部を改正する法律案  
 地方税法の一部を改正する法律案  
 関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案  
 (案約送付)  
 一、去る三月二十九日、参議院に送付した条約は次のとおりである。  
 日本国と中華人民共和国との間の貿易に関する協定の締結について承認を求めるの件  
 (議案送付)  
 一、去る三月二十九日、参議院に送付した内閣提案は次のとおりである。  
 昭和四十九年度一般会計暫定予算  
 昭和四十九年度特別会計暫定予算  
 昭和四十九年度政府関係機関暫定予算  
 法務省設置法の一部を改正する法律案  
 公害健康被害補償法の一部を改正する法律案

案を参議院に送付した。  
 原子爆弾被爆者援護法案 (大原亨君外十三名提出)  
 国有林労働者の雇用の安定に関する法律案 (川俣健二郎君外九名提出)  
 失業保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律案 (森井忠良君外九名提出)  
 以上三件 社会労働委員会 付託  
 一、去る二日、内閣から次の答弁書を受領した。  
 衆議院議員金瀬俊雄君提出成田空港周辺地域の航空機騒音に関する質問に対する答弁書  
 (答弁書受領)  
 成田空港周辺地域の航空機騒音に関する質問に対する質問に対する答弁書  
 右の質問主意書を提出する。  
 昭和四十九年三月十一日  
 提出者 金瀬 俊雄  
 衆議院議長 前尾繁三郎殿  
 成田空港周辺地域の航空機騒音に関する質問主意書  
 飛行場周辺の航空機騒音は、ここ数年来の社会的な問題である。成田空港にあつても種々の「騒音対策」が講じられるとしているが、現地での実態をかんがみるに、航空機騒音による被害の受忍を強いられる予定者すなわち周辺住民の側に立つた本質的な解決策がたてられているとは考えられない。また住民を追い出すこと以外に抜本的な騒音対策が存在するとも思えない。そこで、成田空港周辺地域での航空機騒音に関する以下の諸点について政府の見解を伺いたい。  
 一、成田空港の離着陸は、騒音地域を極力せばめるために滑走路に対し、直進上昇、直進下降の航行方式で行われると聞く。かかる直進上昇、直進下降に関して昭和四十八年九月の定期県議会で行われた友納千葉県知事の答弁によれば、飛行高度が二千メートル以上の飛行の場合は、地上への騒音による被害又は影響は無視しえる程度であるから、成田空港を離着陸する航空機の飛行高度がおおむね二千メートル以下の場合に、かかる直進上昇、直進下降を行わせ騒音被害の低減をはかるとのことである。

案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。  
 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件  
 (答弁書受領)  
 出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。  
 衆議院議員金瀬俊雄君提出成田空港周辺地域の航空機騒音に関する質問に対する答弁書  
 (答弁書受領)  
 成田空港周辺地域の航空機騒音に関する質問に対する質問に対する答弁書  
 右の質問主意書を提出する。  
 昭和四十九年三月十一日  
 提出者 金瀬 俊雄  
 衆議院議長 前尾繁三郎殿  
 成田空港周辺地域の航空機騒音に関する質問主意書  
 飛行場周辺の航空機騒音は、ここ数年来の社会的な問題である。成田空港にあつても種々の「騒音対策」が講じられるとしているが、現地での実態をかんがみるに、航空機騒音による被害の受忍を強いられる予定者すなわち周辺住民の側に立つた本質的な解決策がたてられているとは考えられない。また住民を追い出すこと以外に抜本的な騒音対策が存在するとも思えない。そこで、成田空港周辺地域での航空機騒音に関する以下の諸点について政府の見解を伺いたい。  
 一、成田空港の離着陸は、騒音地域を極力せばめるために滑走路に対し、直進上昇、直進下降の航行方式で行われると聞く。かかる直進上昇、直進下降で行われることは、千葉県での騒音地域の広さを減少することに貢献すると考えられる。逆に、千葉県へ騒音地域をおしあげるには、騒音対策は行わなければならない。  
 (1) 成田空港離着陸発着コースに関する運輸省と友納千葉県知事との間に右記のことと了解(飛行高度二千メートル以下では、直進上昇、直進下降により飛行する)が成立しているのか。  
 (2) 直進上昇、直進下降の離着陸方式は、成田空港の三本のすべての滑走路に適用されるのか。  
 (3) 夏の風のない暑い日、成田空港A滑走路を北向きに離陸したモスクワ又はサンフランシスコ直行の乗客、貨物満載のB747型機は、直進上昇した場合高度二千メートルに達するまでにどれだけの距離を飛行するか。これは利根川を横切つてどの地点の上空にまで進むことになるか。  
 (4) 成田空港のC滑走路を北向きに離陸する飛行コースは、大栄町を両断し、佐原市上空を北二つのアウターマークの位置は、どの地点に予定しているか。  
 (5) 成田空港のC滑走路を北向きに離陸する飛行コースは、大栄町を両断し、佐原市上空を北二つのアウターマークの位置は、どの地点に予定しているか。  
 (6) 成田空港のC滑走路を南向きに離陸する飛行コースは、富里村を両断し、八街町上空を低空で通過し利根川を横断する。また、この逆をたどつて進入着陸すると考えてよい。  
 (7) 成田空港の離着陸機は、その高度が二千メートルに達するまでは、異常事態でない限り旋回しないと考えてよいか。  
 (8) 成田空港の離着陸飛行が、直進上昇、直進下降で行われることは、千葉県での騒音地域の広さを減少することに貢献すると考えられる。逆に、千葉県へ騒音地域をおしあげるには、騒音対策は行わなければならない。  
 (9) 茨城県稲敷郡及び竜ヶ崎市等の住民に対することは、騒音対策は行わなければならない。  
 (10) 佐藤榮作前内閣総理大臣と友納千葉県知事

との間で交わされた了解、すなわち「成田空港の騒音対策の実態に関しては前例にこだわらず、前例とせず。」については、現在どのようになっているか。どういう理由でそうならないのか。

一 空港公団は、昭和四十七年四月に航空機騒音に関する昭和五十一年度の成田空港における離着陸回数をもとにして算出した結果を予測騒音コンター図として発表した。

(1) この騒音コンターは、空港公団が直接算出したものか。それとも外部に発注して作成させたものか。後者の場合、その算出責任者名を明らかにされたい。

(2) この騒音コンター図では、A滑走路に沿つて騒音コンターが、A滑走路側に引き寄せられる形になつていて、(A滑走路の西側)予測騒音コンターの算出基準は、航空機からの直線距離に基づくとされている。防音林や防音堤による効果が、この騒音コンターの算出に影響しているとするならば、その影響の仕方の定量的な根拠を明らかにされたい。

(3) (2)において、更にたとえ防音林や防音堤を作つたところで、滑走路末端においては、あるいは、おおむね三千メートルの離陸滑走及び飛行の後においては、航空機はこれらの防音林や防音堤よりはるかに高く達しているので騒音効果がないと考えられるが、現実的な定量的な検討としてどのような結論が得られているのか。

(4) 進入着陸時に航空機は、通常接地後所定の地上滑走速度に減速されるまで短時間ではあるが、逆推力を作用させる。この逆推力は、離陸推力と同程度の騒音を発生すると考えられる。空港公団の発表した騒音コンターには、かかる事情が考慮されているか。

(5) 着陸時の逆推力作動による騒音増を考慮した予測騒音コンターの算出について東京大学宇宙航空研究所の五十嵐寿一教授の助言を求

めたことはないか。あるとすれば、その助言の内容は何か。

(6) 五十嵐寿一教授又はNHK技術研究所の西宮元氏に成田空港の予測騒音コンターの算出を依頼したことはないか。

三 昭和四十一年度予算には、成田空港の第二期工事の予算が計上されている。二期工事により建設されるB及びC滑走路関係の騒音に対し、あらかじめ騒音コンターを公表し、的確な騒音対策を講じておく考えはないのか。その必要がないとするならば、それはいかなる理由によるか。A滑走路周辺での「騒音対策」にみられる失敗を踏襲させるのか。

四 公公用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律(以下「航空機騒音防止法」と呼ぶ)及びそれに基づく告示によれば成田空港のC滑走路に関しては、移転補償地域の指定がなされていない。

(1)かかる指定がなされていないのは、いかなる理由によるのか。

(2)被害というならともかく、あえて障害といふからには、航空機騒音にさらされることによつて受けける影響が履歴又は蓄積効果を持たず、一過性であるとの前提に立つているものと考えられるとしてよいか。

(3)成田空港のC滑走路の年平均の使用ひん度が少ない(例えば一ペーセント)ということが、なぜ騒音対策等を不必要とする理由となるのか。

(4)騒音障害が一過性騒音に基づくとした上で、なお、かかる使用ひん度を年間ベースで平均的に算出するのにいかなる合理性を見出しているのか。

五 千葉県は、国又は公団の行う騒音対策が不備であるとして、民家の防音工事の助成策の騒音対策を行つてある。かかる民家の防音工事は、千葉県当局者の言によれば國がやらないからやつているだけ、ともかく音をさえぎれば良い。

資材の値上がり、家族の団らん、生活のことまでは現在の県の財政では考えられないとのことである。

(1)田中内閣の主張する福祉優先という言葉の意味、内容を、かかる防音家屋での生活を強いる周辺住民の未来の生活環境に照らして明らかにされたい。

(2)航空機騒音防止法の改正により、民家の防音工事は、空港公団が行うことになるとされているが、千葉県による民家の防音工事に比べて生活環境の改善が期待されるのか。期待されるとすればその内容を明らかにされたい。

(3)民家の防音により、住民の全生活環境が航空機騒音による被害から保全されているとすれば、その理由を明らかにされたい。

(4)防音民家以外での生活環境の保全ということを損失補償という形で考えているのか。

(5)政府答弁によれば、千葉県の行う民家の防音工事については、居住性に問題があるとされ、居住性について一層の改善を進めるべく国においても調査研究を行つていているとされている。

(6)居住性の問題について、本質的な解決策があるとを考えているか。考えているとすれば、その理由について明らかにされたい。

(7)国において行われているとされる調査研究は、どこの研究機関で行われているか。責任者は誰か。また、かかる調査研究は精力的に行われているか。

(8)かかる調査研究は、いつから始められたか。

(9)おおよその調査研究の期限はいつか。

(10)今まで投下された調査研究資金はいくらか。

(11)空港周辺の学校で防音工事がなされている。

教育環境は学校においても校舎の内外において規制されている。

(1)学校において航空機騒音による教育環境の破壊は、防音校舎により回復されると考えて考へているのか。

(2)校舎外での教育環境について、どのように考へているのか。

(3)防音校舎は、別の形の教育環境の破壊をもたらすと考へていないのか。

(4)騒音地帯で民家の移転が、集団で又は戸別に行われているが、その移転した先がさらに騒音地帯であるものがあるときく。

(5)騒音地帯へ移転することが、合理的な騒音対策であるとすれば、その理由を明らかにされたい。

(6)騒音地帯へ移転した民家は、何戸あり、それはどこか。具体的に明らかにされたい。

(7)移転対策となる周辺地域住民に対し、成田空港の設置決定時にあらかじめ騒音暴露のひどさを説明し、移転地域となることを伝えておいたのか。

(8)成田空港の運用時間には、どのような制限が課されるのか。

(9)なぜかかる運用時間制限が行われるのか。

(10)かかる運用時間制限をもうけることは、新東京国際空港が、重要な国際航空路線の用に供することができるものであるということに抵触しないのか。その理由は何か。

(11)かかる運用時間制限をもうけることは、新東京国際空港が、重要な国際航空路線の用に供することができるものであるということに同意を得て円満な形で決定されるのか。

(12)利根川沿いの飛行コースについては、友納千葉県知事は昭和四十八年の六月の定例県議会で答弁している。

(13)成田空港の離着陸の飛行コースの決定に当たっては、関係する地元の自治体及び住民の同意を得て円満な形で決定されるのか。

(14)利根川沿いの飛行コースについては、友納千葉県知事は昭和四十八年の六月の定例県議会で答弁している。

(15)成田空港の離着陸の飛行コースの決定に当たっては、関係する地元の自治体及び住民の同意を得て円満な形で決定されるのか。

千葉県知事のみならず飛行コース下の二市六町までも反対している。この飛行コースは用いられないとしてよい。

(3) 島田銚子市長によれば、運輸省が銚子市内にVORTACを設置する際に、銚子市上空は、成田空港の離着陸の飛行コースとはしないと説明したとされているが、運輸省はかかる説明をなしたのか。

(4) 銚子市上空を成田空港の離着陸の飛行コースとはしないということで、銚子市の協力を得て銚子VORTACを設置し、成田空港の開港後銚子市上空がかかる飛行コースとして用いられるすれば、運輸省が銚子市をだましたことになるが、そのように理解してよいか。

十一 空港公団は、航空機騒音対策と称して騒音対策委員会を組織している。

(1) 騒音対策委員会が、今までに開催された日時、場所を明らかにされたい。

(2) 騒音対策委員会において、地元委員からどのような要望、要求があつたか。項目別に明らかにされたい。

(3) (2)における要望、要求に対してもどのような対応がとられたか。また、その理由は何か。

(4) 騒音対策委員会あるいはその運営に関する地元委員からどのような改善改革の要望がでているか。

(5) (4)における要求に対しても、どのような対応がとられたか。また、その理由は何か。

(6) 騒音対策委員会が、有効に機能していないのはいかなる理由によるのか。その理由を明らかにされたい。

右質問する。

昭和四十九年四月一日

内閣総理大臣 田中 角栄

衆議院議員 金瀬俊雄君提出成田空港周辺地域の

千葉県知事のみならず飛行コース下の二市六町までも反対している。この飛行コースは用いられないとしてよい。

航空機騒音に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

#### 〔別紙〕

衆議院議員 金瀬俊雄君提出成田空港周辺地域の航空機騒音に関する質問に対する答弁書

#### 一について

〔1〕〔2〕〔5〕及び〔6〕 新東京国際空港（以下「新空港」という。）の開港時の飛行コースについては、

九十九里から利根川までの間直進上昇・直進下降すること及び千葉県内上空通過の高度は、離着陸以外の航行について六〇〇〇フィートを保持することについて千葉県知事が要望があり運輸省はこの要望に沿うよう措置する旨回答している。

なお、C滑走路は未完成であり、これに関する飛行コースは未検討である。

〔3〕 御質問のような状況の場合の飛行方式については、検討中である。

〔4〕 C滑走路のアウターマーカーの位置は、月下旬候補地を選定中で、まだ決定するまではいたつていらない。

〔7〕及び〔8〕 現在、A滑走路の飛行コースについて検討中であるが、基本的には騒音地域を減少するため直進上昇によつてできるだけ早く高い高度をとる飛行方式を採用することとしている。

〔9〕 現在、飛行コースは決定されていないが、茨城県の一部市町村に騒音の影響があることも考えられるので、その場合には公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下「航空機騒音防止法」という。）に基づく各種対策を実施していく考え方である。

〔10〕 新空港について「前例にこだわらず」新東京国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の制定により、周辺地域における道路・河川等の公共施設の計画的な整備を促進するために必要な国の財政上の特別措置を講ずる等周辺地域の整備に努めてきたところである。

また、騒音対策についても航空機騒音防止法に基づき、学校防音工事等の助成等を行つてあるが、騒音対策についてのみ、特に御質問のような話合いがあつたとは承知していない。

〔1〕 新東京国際空港公団（以下「公団」という。）が昭和四十七年に発表した騒音予測コンター図は、公団の作成した昭和五十一年度における需要予測に基づき公団が作成したものである。

〔2〕 及び〔3〕 予測コンター図の作成に当たつては、まず離着陸ともに滑走路末端までは防音堤及び防音林の効果を考えず予測コンターを作成し、一方、防音堤及び防音林は場外に対して一〇WECPNLの減音効果があると計算し、滑走路の末端におけるコンターと防音堤とを曲線で結んだものであるが、公団としては、航空機の離陸滑走及び飛行状況等と防音堤及び防音林の関係については、更に詳細に検討することを考えていて。

〔4〕 公団において作成したコンターは、空港の風向から考えて航空機の離発着が南側・北側ともほぼ同数であるため、コンターの作成に当たつて離発着それぞれの場合におけるコンターのうち大きい方のコンターを採用して合成している。したがつて、公団としては、逆推力が発表されたコンターの大きさに影響を与えることはないものと考えているが、なお詳細に検討し必要があればコンターを修正す

達成するためには必要な騒音対策を講じていく考え方である。

〔5〕 及び〔6〕 コンターの作成に関し多方面の学識経験者の助言、指導を得てはいるが具体的なコンター作成は公団独自のものである。

#### 四について

横風用滑走路は、成田における気象観測統計（昭和四十三年から四十五年までの三箇年平均）によれば、四〇〇〇メートル滑走路に関する

横風分力が一三ノット（毎秒六・七メートル）を超える回数は一・四パーセント、二〇ノット（毎秒一〇・三メートル）を超える回数は〇・一パーセントと非常に少ないことから、現時点においては移転補償地域の指定を行っていない。

しかしながら、今後は、航空機騒音防止法の改正に伴い、新空港におけるすべての滑走路においては、環境基準で示された騒音測定方法により同一の騒音基準で区域の指定を行う考えである。

改訂に伴い、新空港におけるすべての滑走路については、環境基準で示された騒音測定方法により同一の騒音基準で区域の指定を行う考えである。

五について 民家の防音工事は、中央公害対策審議会答申に基づいて設定した環境基準に沿つて行うこととしているものであるが、航空機騒音防止法による民家の防音工事の助成基準の詳細は検討中である。

六について 民家の防音工事以外について、航空機騒音防止法に基づき適切な対策を講ずることとしている。

〔1〕 教育施設を防音工事することによって、騒音による授業の中止等の障害は防止される。

〔2〕 校舎外で児童・生徒が騒音を受ける時間は一般に短時間であり、通常の離着陸ひん度からすれば、特に著しい被害を生ずるものとは考えられない。

#### 七について

八三五

(3) 防音校舎の利用が直ちに教育環境の破壊をもたらすことにはならないと考えている。

八について

(1) 及び(2) 千葉県において新空港周辺の騒音対策の一環として騒音の著しい区域内の居住者を集団で移転させている。この集団移転計画には、航空機騒音防止法による第三種区域の指定を予定される区域に居住している者(野毛平地区、四八戸)を第一種区域の指定を予定される区域のうち八五WECPNLと九〇WECPNL地域内に移転させるものがあ

る。この野毛平地区の集団移転については、同地区的住民と数多くの会合を持ち、十分話合つた結果同地区的歴史的背景と通勤農業が行いやすいこと等の理由により県の提示した他の場所は採用されず、住民が強く望んだ現在の場所に決定されたという経緯がある。

このように、この移転先は移転者が強く望んだものであり、県としては、移転先の騒音についてよく説明をした上で移転者の納得のもとにこの計画を進めていると聞いている。

(3) 新空港の位置決定以前から騒音対策について地元と協議を重ねており、位置決定時に騒音対策を含め新空港の位置決定に伴う諸施策を闘議において決定している。

九について

新空港における航空機の早朝・夜間の離発着については、現在まだ決定していないが、国際空港としての性格を考慮し、所要の規制を行いたいと考えている。

十について

(1) 及び(2) 新空港の飛行コースについては、いまだ検討中であり、関係市町村等の地元の意見を十分考慮し決定する考えである。

(3) 御指摘のとおりの説明を行っている。

(4) 初における銚子VORTACの設置目的は次のとおりであった。

(1) 北太平洋及び中部太平洋方面から新空港に進入する航空機並びに同方面へ出発する航空機に対する航行の指針とすること。

(2) 百里飛行場の自衛隊機と新空港を利用する民間機の運航する空域とを明確に分離して、この周辺空域の航空交通の安全を確保すること。

(3) 関東空域の基本的な飛行ルートに大きな変化を加えないで、この銚子VORTACと周辺の新設・既設の航行援助施設を併用することにより、現在も銚子市周辺部上空を通過している東京国際空港の国際線ルートに、新空港開港後における国際線の出

区分	日	時	場所
第一回	昭和四十七年四月十七日		成田市北総会館
第二回	昭和四十七年十二月十二日		新東京国際空港管理棟
第三回	昭和四十八年二月十四日		成田市農協会館
第四回	昭和四十九年三月二十八日		成田市農協会館

(2) 及び(3) 地元委員より出された主たる要望とその対応策を項目別にあげると次のとおりである。

(1) 騒音地域関係  
対策を行うこととする。

(2) 補償関係  
テレビ、電話の難聴対策の確立の要望

害が生じた場合には、その障害を除去する

よう措置することとする。

(3) 航空機の運用関係

国際空港としての性格を考慮し、所

要の規制を行うこととする。

(4) 飛行コースの早期発表の要望

現在、検討中である。

一 民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、最近における民事調停事件及び家事調停事件の複雑多様化している実情にかんがみ、調停制度の充実強化を図るために、調停委員の制度及び調停の手続について、緊急必要とする改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 民事調停委員及び家事調停委員の制度を設け、民事及び家事調停委員を非常勤の裁判所職員として任命し、手当を支給するものとす

ることとする。

(1) 委員会に学識経験者を増員すること。

必要がある場合は問題ごとにその問題に關する学識経験者を出席させることとする。

(2) 成田、芝山地区以外においても住民代表をおくこと。

地区部会からの要請があれば出席することとする。

(3) 地区部会についても公団は出席すること。

開港後騒音の影響をみて、住民代表を参考とする。

(4) 成田、芝山地区以外においても住民代表をおくこと。

委員会の下部組織として市町村別に定められている地区部会を数多く開催し、地元住民と各地区別の問題について検討を行つており、有効に機能していると考えている。

(5) 右答弁する。

1 民事調停委員及び家事調停委員の制度を設け、民事及び家事調停委員を非常勤の裁判所職員として任命し、手当を支給するものとす

ることとする。

(1) 委員会に学識経験者を増員すること。

必要がある場合は問題ごとにその問題に關する学識経験者を出席させることとする。

(2) 成田、芝山地区以外においても住民代表をおくこと。

地区部会からの要請があれば出席することとする。

(3) 地区部会についても公団は出席すること。

開港後騒音の影響をみて、住民代表を参考する。

(4) 成田、芝山地区以外においても住民代表をおくこと。

委員会の下部組織として市町村別に定められている地区部会を数多く開催し、地元住民と各地区別の問題について検討を行つており、有効に機能していると考えている。

(5) 右答弁する。

2 民事及び家事調停委員は、調停に関与するほか、裁判所の命を受けて、他の調停事件について、専門的知識経験に基づく意見を述べ、嘱託事件の関係人の意見を聴取する等の事務を行うものとする。

3 当事者間の合意により、調停委員会の定める調停条項をもつて、調停が成立したものとみなす制度を民事調停事件全般に適用するものとする。

4 交通調停事件及び公害等調停事件の管轄を從来の管轄裁判所のほか、交通調停事件については、損害賠償を請求する者の住所又は居所の所在地を管轄する簡易裁判所とし、公害等調停事件については、損害発生地又は損害の発生するおそれのある地を管轄する簡易裁判所とするものとする。

5 遺産分割調停事件について、出頭が困難であると認められる当事者が調停条項案の受諾を書面で提出し、他の当事者が当該調停条項案を受諾したときは、合意が成立したものとみなるものとする。

6 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。

## 二 議案の修正議決理由

本案は、最近における民事調停事件及び家事調停事件の複雑多様化している実情にかんがみ、調停制度の充実強化を図るために必要な改正を行おうとするもので、その措置は妥当なものと認めるが、更に運用の適正を期するため別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、原案に対し、青柳盛雄君から調停委員候補者は、地方裁判所が二年ごとに選考委員会の選考を経て委嘱する等を内容とする修正案が提出されたが、少數をもつて否決された。

また、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

百四十四万六千円が計上されている。

昭和四十九年四月三日  
右報告する。

昭和四十九年四月三日

衆議院議長 前尾繁三郎殿  
法務委員長 小平 久雄  
〔別紙〕  
〔小字及び一は修正〕

(民事調停法の一部改正)

第一条 民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)の一部を次のよう改める。

目次中「商事調停」を「交通調停」に、「第四節 鉱害調停(第三十二条・第三十三条)」を

第五節 鉱害調停(第三十二条・第三十三条)」を

第六節 交通調停(第三十三条)」を

第五節 公害等調停(第三十三条)」を

第六節 公害等調停(第三十三条)」を

第七節 鉱害調停(第三十二条・第三十三条)」を

第八節 交通調停(第三十三条)」を

第九節 公害等調停(第三十三条)」を

第十節 公害等調停(第三十三条)」を

第十一節 公害等調停(第三十三条)」を

第十二節 公害等調停(第三十三条)」を

第十三節 公害等調停(第三十三条)」を

第十四節 公害等調停(第三十三条)」を

第十五節 公害等調停(第三十三条)」を

第十六節 公害等調停(第三十三条)」を

第十七節 公害等調停(第三十三条)」を

第十八節 公害等調停(第三十三条)」を

第十九節 公害等調停(第三十三条)」を

第二十節 公害等調停(第三十三条)」を

第二十一節 公害等調停(第三十三条)」を

第二十二節 公害等調停(第三十三条)」を

第二十三節 公害等調停(第三十三条)」を

第二十四節 公害等調停(第三十三条)」を

第二十五節 公害等調停(第三十三条)」を

第二十六節 公害等調停(第三十三条)」を

第二十七節 公害等調停(第三十三条)」を

第二十八節 公害等調停(第三十三条)」を

第二十九節 公害等調停(第三十三条)」を

第三十節 公害等調停(第三十三条)」を

第三十一節 公害等調停(第三十三条)」を

第三十二節 公害等調停(第三十三条)」を

第三十三節 公害等調停(第三十三条)」を

第三十四節 公害等調停(第三十三条)」を

第三十五節 公害等調停(第三十三条)」を

第三十六節 公害等調停(第三十三条)」を

第三十七節 公害等調停(第三十三条)」を

第三十八節 公害等調停(第三十三条)」を

第三十九節 公害等調停(第三十三条)」を

第四十節 公害等調停(第三十三条)」を

第四十一節 公害等調停(第三十三条)」を

所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

第三十三条の二 公害又は日照、通風等の生活上の利益の侵害により生ずる被害に係る紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、損害の発生地又は損害が発生するおそれのある地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

第十五条中「第八条、第九条及び」を削る。

第十六条の次に次の「一条を加える。」

〔調停委員会の定める調停条項〕

〔公害等調停事件・管轄〕

第三十三条の三 公害又は日照、通風等の生活上の利益の侵害により生ずる被害に係る紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、損害の発生地又は損害が発生するおそれのある地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

第三十七条及び第三十八条中「調停委員」を「民事調停委員」に改める。

〔別紙〕

〔民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案に対する附帯決議〕

〔民事調停委員〕に改める。

〔別紙〕

〔民事調停法及び家事審判法の一部を改正する法律案に対する附帯決議〕

〔民事調停制度は、民間の司法参与の下に、当事者の互譲によつて紛争を解決することを本質とする制度である。このようないくつかの点について配慮すべきである。〕

(一) 調停委員の身分を当初から非常勤の公務員とするに当たり、調停委員の職業化を避ける等民間の司法参与の実を損なうことのないよう留意すべきである。

(二) 調停委員の任命については、各方面の意見を聴取し、広い範囲から適任者を確保するよう努力すべきである。

(三) 裁判官の調停関与の実を擧げるため、今後一層調停担当裁判官の確保に努力すべきである。

(四) 政府及び最高裁判所は、この際調停委員の待遇との均衡を考慮し、保護司、人権擁護委員、司法委員及び参与員の待遇改善並びに国選弁護人の報酬の一層の増額について努力すべきである。

〔公害災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書〕

本案は、漁業共済及び養殖共済についてその

共済契約の締結を促進する措置を講じ、あわせて特定の養殖業につき生産金額の減少に関する必要な給付を行う漁業共済事業を試験的に実施しようとするものでその要旨は次のとおりである。

#### （一）漁獲共済の仕組みの改善

- 1 第一号漁業に係る漁獲共済については、一定の要件を満たす場合において、当該漁業を営む者が共済金の配分の方法等を定める規約を設定したときは、その者の属する組合員たる漁業協同組合等は、漁業共済組合に共済契約の締結の申込みをしなければならないものとすること。
- 2 第二号漁業に係る漁獲共済及び第三号漁業のうち政令で定めるものに係る漁獲共済については、一定の要件を満たす場合には、これらの漁業を営む者は、漁業共済組合に共済契約の締結の申込みをしなければならないものとすること。
- 3 漁獲共済の共済限度額の算定方法を改善するとともに、政令で定める特定の漁獲共済において一定の要件に該当する特約がある共済契約については、当該共済契約の特約に従い共済金を支払うものとする等ん補方式を改善するものとすること。
- 4 養殖共済については、養殖水産動植物のみ又は養殖水産動植物及び養殖施設を一体

として共済目的とができるものとすること。

#### （二）異常な赤潮による損害について

の水域において営む一定の養殖業に係る養殖共済の共済契約においててん補する旨の特約がある場合に漁業共済組合はてん補する責めを負うものとすること。この場合において、当該特約がある養殖共済の共済契約に基づき支払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分で当該特約に係るものについて、国はその一部を補助するとともに、関係地方公共団体はその残余の部分につき財政上の援助に努めるものとすること。

#### （三）特定養殖共済の試験実施

1 漁業共済組合は、中小漁業者の営む養殖業における経営事情その他の事情の推移に即応する漁業災害補償の制度の確立に資するため、漁業共済事業として試験的に政令で定める特定の養殖業につき収穫保険方式による特定養殖共済を行うことができるものとすること。

#### （四）本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和四十九年度水産厅予算に、二十六億七千四百六十六万円が関係予算として計上されている。

右報告する。

昭和四十九年四月三日

農林水産委員長 前尾築三郎殿

〔別紙〕

漁業災害補償法の一部を改正する法律案に  
関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における漁業者等の資金需要の大口化、多様化等の傾向に即応して漁業者等の資本設備の高度化及び経営の近代化を一層推進し、併せて中小漁業の振興を図るために漁業近代化

払うべき共済掛金のうち純共済掛金に相当する部分の一部を補助するものとすること。

#### （五）その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

#### （六）施行期日

この法律は、昭和四十九年十月一日から施行すること。ただし、（一）の2の異常な赤潮に関する規定は、公布の日から施行すること。

#### （七）議案の可決理由

中小漁業者の漁業再生産の阻害の防止及び漁業経営の安定に資する上において、本案の措置は妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

#### （八）本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和四十九年度水産厅予算に、二十六億七千四百六十六万円が関係予算として計上されている。

右報告する。

昭和四十九年四月三日

農林水産委員長 仮谷 忠男

〔別紙〕

漁業近代化資金助成法及び中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における漁業者等の資金需要の大口化、多様化等の傾向に即応して漁業者等の資本設備の高度化及び経営の近代化を一層推進し、併せて中小漁業の振興を図るために漁業近代化

項の実現に努めるべきである。

#### 記

化資金制度及び中小漁業融資保証保険制度について、所要の改善措置を講じようとするものである。

その主な内容は次のとおりである。

(一) 漁業近代化資金助成法の一部改正

1 漁業近代化資金として成育期間が通常一年以上である水産動植物のうち政令で定めるものの種苗の購入又は育成に必要な資金を加えること。

2 貸付限度額を、漁業協同組合等に貸し付けられる場合は三億円、漁業者等で政令で定められたるものに貸し付けられる場合は一億二千万円、漁業者等に貸し付けられる場合は三千万円に、それぞれ現行の三倍に引き上げるとともに、貸付対象者の範囲を、漁業を営む法人にあつてはその使用する漁船の総トン数が三千トン以下（現行千トン以下（業種別漁協の組合員たる法人にあつては二千トン以下））であるものに、水産加工業を営む法人にあつてはその常時使用者の従業者の数が百人以下（現行四十人以下）であるものに、それぞれ拡大すること。

3 都道府県の漁業信用基金協会への出資のうち、漁業近代化資金に係るものに対し、国庫助成ができることとすること。

(二) 中小漁業融資保証法の一部改正

1 漁業信用基金協会が行う債務保証制度の

改善

(1) 保証対象資金として、生活に必要な資金、手形の割引に係る債務を加える等基金協会の業務範囲を拡大するとともに、新たに、漁業近代化資金の貸付対象者となる法人、漁業従業者、定款で定める金融機関に基金協会の会員資格を与えること。

(2) 基金協会は、会員からの出資金等を保証債務の弁済に充てるための基金とし、その管理方法を規制する等基金協会の財務及び会計に関する所要の規定の整備を行うこと。

2 政府の行う保証保険制度の改善

(1) 保証保険の対象として、新たに基金協会の保証対象となる生活資金のうち漁業経営等の改善に資するもの及び手形割引に係る基金協会の保証を加えること。

(2) 保証保険に係る保険額は、借入期間が政令で定める期間以上である借入金については、借入金元本のほか遅延利息以外の利息を含めた額とすること。

(3) 公害防止に必要な資金及び主務大臣が指定する灾害に係る事業の再建に必要な資金で主務大臣が指定するものについて

は、保証保険に係るてん補率を一割引き上げること。

(4) 保険契約に包括保険方式を導入すること。

と。

3 中央漁業信用基金の設立等

(1) 水産業及び金融について学識経験を有する者十五人以上が発起人となり、主務大臣の認可を受けて、中央漁業信用基金を設立することができるることとどることととを、この中央基金は、政府、農林中央金庫、基金協会等の出資制によることとすること。

金庫、基金協会等の出資制によることとすること。

昭和四十九年四月三日

農林水産委員長 仮谷 忠男

衆議院議長 前尾繁三郎殿

[別紙]

(2) 中央基金は、農林中央金庫が行う漁業近代化資金等の貸付けにつき、融資保険を行ふとともに、基金協会の漁業近代化

資金等に係る保証債務の額を増大するため必要な原資となるべき資金及びその履行を円滑にするために必要な資金の貸付けを行うこととする。

また、審議機関として評議員会を設置すること。

二 議案の可決理由

漁業者等の資本設備の高度化及び経営の近代化を一層推進し、併せて中小漁業融資保証保険制度について所要の改善措置を講じようとする本案の趣旨は妥当と認め、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十九年度一般会計予算（農林省所管）に、漁業近代化資金利子補給補助等に必要な経費として十六億四千八百九十五万六千円、中小漁業融資保証事業助成に必要な経費として十一億一千四百五十万円がそれぞれ計上されている。

右報告する。

昭和四十九年四月三日

農林水産委員長 仮谷 忠男

衆議院議長 前尾繁三郎殿

[別紙]

一 漁業近代化資金に係る基準金利については、金融情勢の変化に即応して適正な水準に設定するとともに、本制度資金の融通を円滑にするため、都道府県の行う利子補給に係る政府の助成等の増大を図る等その在り方を検討し、漁協系金融機関の経営の安定を図ること。

二 中央漁業信用基金の仕組みについて、中小漁業融資保証保険特別会計との関連を含めて検討するとともに、中央基金の出資金の充実を図るため、次年度以降においても政府の出資を継続実施すること。

三 中央漁業信用基金を農林漁業団体職員共済組合法に基づく共済組合の構成団体とすることについて、農林水産業における同種の団体の取扱いと関連して検討すること。

右決議する。

#### 沿岸漁場整備開発法案(内閣提出)に関する報告書

##### 一 議案の要旨及び目的

本案は、沿岸漁場整備開発事業を総合的かつ計画的に推進するための措置を講ずるとともに、水産動物の育成を図り沿岸漁場としての生産力を増進するための事業を推進することにより、沿岸漁業の基盤たる沿岸漁場の整備及び開発を図り、もつて沿岸漁業の安定的な発展と水産物の供給の增大に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

##### (一) 沿岸漁場整備開発計画制度

- 農林大臣は、沿岸漁場整備開発事業の総合的かつ計画的な実施に資するため、沿岸漁業等振興審議会及び関係都道府県知事の意見を聽いて沿岸漁場整備開発計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこと。
- この法律において「沿岸漁場整備開発事業」とは、優れた沿岸漁場として形成されるべき相当規模の水面において水産動植物

の増殖又は養殖を推進するために行う魚礁の設置、消波施設の設置及びしんせつ並びに沿岸漁場としての効用の低下している水面においてその効用を回復するために行う

面においてその効用を回復するために行う積物の除去その他政令で定める沿岸漁場の整備及び開発の事業で、政令で定める者が実施するものをいうこととする。

3 國は、沿岸漁場整備開発計画の達成を図るために必要な措置を講じなければならないこととするため、その実施につき必要な措置を講じなければならないこととする。

4 国及び都道府県は、特定水産動物育成事業の実施に関必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならないこととする。

5 漁業協同組合等は、育成水面の区域及び育成水面利用規則を定めようとするときは、総会の議決前に当該漁業を営む組合員は、總会の議決前に当該漁業を営む組合員の三分の二以上の書面による同意を得なければならぬこととする。

6 國及び都道府県は、特定水産動物育成事業の実施に関必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならないこととする。

##### (二) 特定水産動物育成事業

- 都道府県は、その区域に属する水面における沿岸漁場としての生産力を増進に資するため、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、増殖を推進することが適当な特定の水産動物の育成に関し基本方針を定めることができることとする。
- 漁業協同組合又は漁業協同組合連合会は、育成水面(特定水産動物を育成する事業を効率的に実施するために必要とされる水面をいう。)の区域において特定水産動物を育成する事業を行おうとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならないこととする。漁業協同組合等は、この認可を受けようとするときは、育成水面の区

3 漁業協同組合等は、育成水面の区域及び育成水面利用規則を定めようとするときは、

(別紙)  
(本件及び一は修正)

第三条 農林大臣は、沿岸漁場整備開発事業の総合的かつ計画的な実施に資するため、沿岸漁業等振興審議会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、沿岸漁場整備開発事業に関する計画(以下「沿岸漁場整備開発計画」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

第四条 沿岸漁場整備開発計画においては、計画期間に係る沿岸漁場整備開発事業の実施の目標及び事業量を定めるものとする。

第五条 沿岸漁場整備開発計画は、沿岸漁場における水産資源の動向並びに沿岸漁業の生産性の向上及びその生産の増大の見通しに即しつつ、沿岸漁場の総合的な利用の方向〇に配慮して定めるものとする。

第六条 沿岸漁場整備開発計画の案を作成するに当たつての配慮事項等を加えることを適當と認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和四十九年四月三日

農林水産委員長 仮谷忠男

第六条 都道府県は、その区域に属する水面(漁

業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八条  
第三項に規定する内水面を除く。以下同じ。)における沿岸漁場としての生産力の増進に資するため、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、特定水産動物(増殖)を推進することが適當なものとして農林省令で定める水産動物のうち、その水面において行われる沿岸漁場整備開発事業(水産動物の育成のために行われるものに限る)に係るもの及び生産された水産動物の種苗の放流に係るものを行う。以下同じ。)の育成に関し基本方針を定めることができる。

2 前項の基本方針(以下「特定水産動物育成基本方針」という。)においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定水産動物の種類及びその育成に関する指標

二 特定水産動物を育成する事業に関する指標

三 特定水産動物を育成する事業を効率的に実施するために必要とされる水面(以下「育成水面」という。)の区域を定める基準となるべき事項

四 その他特定水産動物の育成に関し必要な事項

3 都道府県は、前項第三号に掲げる事項については、漁場としての水面の利用以外の水面の利用の状況に配慮して特定水産動物育成基本方針を定めるものとする。

第三項に規定する内水面を除く。以下同じ。)における沿岸漁場としての生産力の増進に資するため、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、政令で定めるところにより、特定水産動物(増殖)を推進することが適當なものとして農林省令で定める水産動物のうち、その水面において行われる沿岸漁場整備開発事業(水産動物の育成のために行われるものに限る)に係るもの及び生産された水産動物の種苗の放流に係るものを行う。以下同じ。)の育成に関し基本方針を定めることができる。

4 5 国は、都道府県の求めに応じ、特定水産動物育成基本方針の作成に關し必要な助言又は指導を行うことができる。  
6 都道府県は、特定水産動物育成基本方針を定めたときは、これを公表しなければならない。

〔別紙〕

沿岸漁場整備開発案に対する附帯決議記

政府は、本法の施行に当たりすみやかに左記事項の実現に努めるべきである。

一 沿岸漁場整備開発計画の策定に当たつては、本計画が我が國沿岸漁業の振興に果たすべき役割の重要性にかんがみ、本法の目的達成に必要な事業量の確保等に万遺憾なきを期すること。

二 沿岸漁場の整備及び開発事業を実施する者について、都道府県、市町村等に限定することなく、当然国が実施する途を開くべきであり、その実施体制、事業内容等について検討を進めるとともに、本事業の積極的な推進を図るために指導助成に努めること。  
三 水産動植物の種苗の生産施設の整備については、計画的に全国的な普及を図るとともに、規模の拡充、技術開発、運営等に対する指導助成に努めること。

右決議する。

衆議院会議録第十八号中正誤			
ペジ	段	行	誤
五五	三	六	長谷川映君
五五	一	九	雇用法案
五五	二	三	迫い
五二	一	八	奪い合いながら
五二	四	二	特別措置
五三	一	末	ともどもやる
五七	四	七	労働者は
五五	二	二	価格
衆議院会議録第十九号中正誤			
ペジ	段	行	誤
五七	四	三	法人税
五九	四	三	反対
五九	四	三	無視した
六〇	二	五	機関
六〇	二	五	厚木
衆議院会議録第二十号中正誤			
ペジ	段	行	誤
五九	四	三	法人税法
五九	四	三	反対の
六〇	二	五	重視した
六〇	二	五	機構
六〇	二	五	原木

昭和四十九年四月四日 衆議院會議錄第二十三号

明治二十五年三月三十日  
第三種郵便物誌可

定額  
一部五十円  
(配送料共)

發行所

東京都港区赤坂裏町二番地 郵便番号一〇七  
大藏省印刷局  
電話 東京五八一四二一(大代)